

# きのくに文化財



24

社団法人  
和歌山県文化財研究会

## きのくに文化財 第24号

### 目次

#### ◆平成2年度 記念講演

- 吉野ヶ里遺跡の発掘について (1)

#### ◆平成元年度 文化財研究発表会

- 郷土史の楽しみ ..... (11)  
— 西行法師を中心として —
- 湯浅党の流れ ..... (18)  
— その一例 —
- 伊都地方の婚姻 ..... (24)  
— 嫁いじめの慣習についての考察 —
- \* 史料編 ..... (29)

表紙：県指定史跡 名古曾廃寺塔心礎

# 平成二年度 記念講演会

## 吉野ヶ里遺跡の発掘について

佐賀県教育庁文化財課

吉野ヶ里遺跡保存対策室

企画調整主査 七田 忠 昭 先生

平成二年度和歌山県文化財研究会通常総会が五月十九日(土)に紀の国会館で開催され、総会終了後、記念講演会を開催され、講師には吉野ヶ里遺跡の発掘調査を直接担当しておられる七田忠昭先生をお招きしました。ご講演の概要はつきのとおりです。



全国から大勢の見学者がありまして、急遽建物とかの復元をやらうということで、大体四億円位かけて現在のような仮整備をしましたが、佐賀県は決して裕福な県ではありませんが、見学者が多いので観光の目玉になるのではということで、覆土工事分二億円を含めて六億円を気前よく出してくれました、非常にめずらしいことです。

住まいを四棟、倉庫二棟、物見櫓一棟復元し、漆の跡を表示したり、出てまいりましたものとかパネルを展示する展示館をもうけました。また墳丘墓では調査したままの姿が見られるように覆い土をかけて、内部で甕棺や墳丘墓の断面を見る事が出来ます。甕棺の中にはレブリカですがガラスの玉とか銅剣を取っています。

今は入場料は無料で朝九時から夏時間は午後六時(冬時間は午後五時)まで内部を公開しています。あちこちに看板を立てております。分りやすくと努力して作った看板でもな

かなか分りにくいようです。見学者の方々の中には関心のある方もおられますが殆どは一般の方ですので、将来はもっと分りやすい遺跡の表示、説明を考えています。

今後の保存整備ですが去年の八月から委員会を作っておりまして現在基本構想がまとまった段階でして、今年度は基本計画に入つて出来れば後三、四年の間に全体の整備をなし遂げたいと考えています。只費用がかかりますのでなかなかうまくいくかどうか分りません。本格的整備では現在の仮整備には全然東縛されませんで壊そうとなれば壊してしまします。墳丘墓の仮覆いを取り払い元の墳丘墓の姿を再現しようとする考えが一般的です。

掘った状況が見られる場所、弥生時代の生活を再現できる場所、村をそっくり復元した場所、調査の過程を見れる場所等のゾーン分けをやっています。計画通りにいったらとてもすごい本当に楽しい整備になると考えています。計画は計画で段々しぼんでしましますが、なるべく頑張って今出来ている基本構想を守ってやっていきたいと考えています。国の史跡として多分今月中には告示されると思います。約、十二ヘクタールが国の史跡として指定されます。その周辺に国営公園の構想が持ちあがっていて、どうなるかは閣議決定事項ですので分かりませんが、県としては県知事はじめ要望を強く出しています。約、十二ヘクタールを囲んで内部の史跡を保全するという目的の歴史公園になります。そ

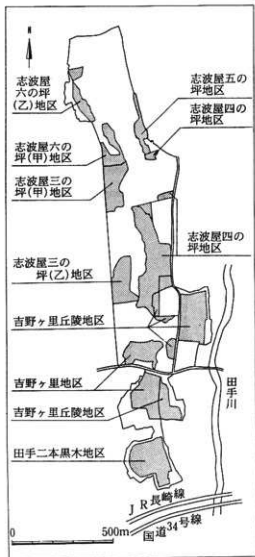
のために北側に残っていました工場団地予定地も未だ造成に入れませんし、工事が中止になっていました。国営公園の線引待ちとこのころであります。

去年から新たに確認調査を始めた丘陵南部には数日前に錫が出てきたと報道されました大きな穴があります。この穴から錫のインゴットが出てまいっております。焼け土、木炭がかなり入っております。約十メートル位の部分から国内最古形式の細形銅矛の鑄型が見付かっています。恐らく一帯が青銅器鑄造に関する遺構ではなからうかと考えています。将来少し広めに掘って内容を見てみようと思っております。これが出てきた時には重かつたので青銅かなと思いましたが今回分析したらこの金属は高純度の錫と分かっています、ひよつとしたら朝鮮半島からこういう別々の金属を持ってきて、こちらで調査して青銅器を作っていたと考えられます。一概に言えませんが九州と朝鮮半島は近いので彼らが材料を持って来て作ったとも考えられます。こういう錫だけの製品があつたかも知れません。日本の青銅器研究史上かなり有意義な資料と考えられます。

集落が終つた直後には前方後方墳が築かれています。そばには前方後方墳がもう一基あります。また、周辺には方形周溝墓らしい溝が何本も見付かっています。恐らく三世紀にはいる古さ、ちょうど弥生時代から古墳時代に移り変わる頃の前方後方墳であり、これを

境にして生活の痕跡がぼつたりなくなつております。

弥生時代の集落としては水田の高さが十メートルもありますので生活にはあまりよいくない場所であります。井戸も掘れませんでした。下から低い所から汲んでこないといけない。そんなことを考えるとやはり社会の緊張状態がとれて、村の全体を濠で囲まなくてはならぬ状況になつた三世紀後半頃に生まれたのではないかと考えられます。すぐ近くに次の四世紀、五世紀の集落が出来あがっております。何箇所かにはかなり大きな集落もありますのでこの吉野ヶ里の丘はどうも守るための集落だと思ふ、中世で言いますと山城のように守るためだけの集落と考えられます。中期前半の集落は丘の頂上の後線に存在しています。これ



吉野ヶ里遺跡位置図

に沿って變棺がずつと列状に並んでいます。紀元前一世紀の前半には空白地は帯状に続きます。それは墓道と考えていますが、これに平行にちちつと並んでいます。紀元前一世紀中頃になりますと列からはみだしたり、新たなグルーブを作つたりして拡大していますが、それが後期まで続きます。よく見るとグルーブに別れる所があります。大体平均約三十メートル位が一つのグルーブをなしています。一つの家族の墓地と考えていますが、約三百年間の墓地です。後で述べますように墳丘墓の規模と殆ど変わりません。墓地の周りには祭祀遺構と我々が呼んでいる穴が数箇所ありまして、中に赤く塗つた土器が多量に割られた感じで入っています。誰かの埋葬のときに祭りをやって、祭りに使つた土器を割つて埋



志波屋四の坪地区 弥生時代中・後期墓地（北より）  
 屋根上に全長600mにも達する列埋葬墓が続く。墓道と考えられる幅2~3mの空白地帯を挟んで雙棺墓が規則正しく並んでいる。



墳丘墓（南より）

め込んでいる状態がうかがえます。

この墓地が出来る前は中期の始め頃の丸い家が存在していますが、集落が潰れた後に墓地在が、墓地が潰れた後に四角い後期とか墓地になっています。同じ場所を生活の場所とか墓地の場所に使っています。ひとつひとつが一人分の棺で、一つの棺に二人入っていることはありません。小さい甕棺は子供用です。子供も今の小学生位になると大人用の大きな甕棺に入っています。生まれてすぐの子か、乳幼児の段階で死んだ人は小さい棺に埋葬されています。子供の数は多くないですけれども貧困な集落のものだろうと考えられる墓地は、

半分位子供の棺があります。当時未養状態もあんまり良く無いですし、衛生状態も悪いですし医療関係の施策が全くないので、貧困な集落は子供の死亡率が高いという事です。全体に見まして弥生時代の北部九州の寿命が四十才か五十才ということですが、子供の死亡率が高いわけでお年寄りも沢山居ります。

一般的な甕棺の埋葬の方法は、四角い穴を約二メートル位掘り下げ、横穴を掘って下甕を入れ、死体を入れて上甕を被せ、合せ目を粘土で目張りしています。削れて無かったら中に必ず人骨が残っています。子供用のものは蓋に壺を使ったものもあります。紀元前一世

紀位の墓です。中の人骨の状態ですが、棺には二個の甕を用いますが、片方に納まっているのが殆どです。頭から差し込んだり足から差し込んだりしています。人骨の分析は現在長崎大学の方でやっております。男性で平均身長百六十三センチ、女性でも百五十七センチを超えています。縄文時代の男性は百六十センチに満たない位ですので、北部九州の弥生人は急に背が高くなっていると言えます。恐らく朝鮮半島、或いは中国の南の方から新しい文化を持ったかなりの人口の人々が九州北部に上陸したのではないかと言われています。出てくるのは殆ど背の高い連中であ

ります。この遺跡から約五キロメートル位海側の遺跡を掘りましたところ背の高い連中と背の低い連中が混在して埋葬されていました。背の低い連中が西北九州型と呼ばれる縄文時代人が新しい文化を受け入れて弥生人になった人々で、彼等の半々が仲良く埋葬された墓地なので、背の高い連中が青銅器の鋳造とか稲作をやって、背の低い連中が漁撈をやっていたのではないかと考えられます。

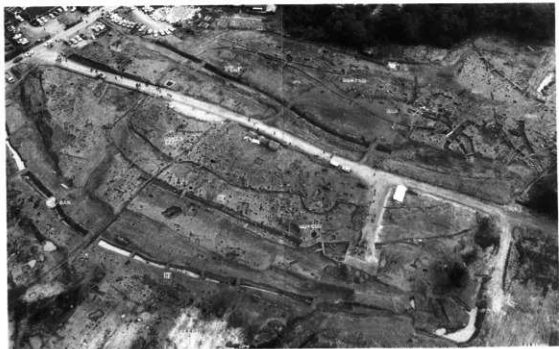
最近良く言われることですが男性の顔は佐賀の人ですけど村田英男さんに似ている。女性はお紀さおりさんに近い顔といわれています。それでお紀さおりさんは気を良くして吉野ヶ里でコンサートをやりたいと最近言っているようですが実現するかどうかわかりません。北部九州にいた弥生人はそういう顔を想像されたらよいと思います。

なかには顔面を赤く塗られた人骨が数十体に一体はあります。これは皮膚の上に塗ったものが皮膚が朽ちて骨にくっついたものです。土器に塗られた赤はベンガラという酸化鉄を用いますけどこれは硫化水銀という水銀朱の赤で鮮やかな色です。顔の上にその粉をばらまいたり棺に塗ったりしたのもあります。男性女性を問わず赤く塗られた人があります。呪術などの仕事をしていたのかも知れません。

六才位の女の子の骨が出てきました。骨では性別は思春期を越えてないとなかなか分かりませんが、女性用の腕輪を左手に九個は

めています。頸がありまして歯が丁度乳歯が永久歯に押し上げられている状態の時死んだ子供です。腕輪は奄美大島あたりの南西諸島でしか採れないイモ貝と呼ばれる貝でして、他にもゴウホウ貝など奄美大島辺りの貝で作った腕輪が北部九州でもてはやされています。朝鮮半島や中国との交流と共に南の地方とも交流が行なわれたことがうかがえる訳です。たまには北部九州の弥生土器も鹿児島辺りまで何個か行っているみたいです。

矢を射こまれた人骨も出土しました。背骨に刺さっていました。全体の骨を取り除きましたら、十二個の矢じりが固まって見付かりました。一般的な戦闘ではあちこちに刺さると思いますが、腹部の上の方にまとまっています。撃たれているので、或いは何かの犠牲者、戦闘でない犠牲者かも知れません。また、二十才の人骨には頭骨が無いものがありました。身長が百七十センチメートルを越えている男性で、指の先の骨までみんな残っているのに頭の骨が一片も残っていません。後でよく調べてもらい



環濠集落中心部

ましたところ、右手首に刀傷があり鉄刀で切られたような傷があったということです。これが致命傷で死んだのではないかと思います。その後頭を持っていかれたと考えられます。このような人骨が最近北部九州の佐賀県や福岡県で何体か見付かっていますが、福岡県の場合は刀傷が残っていてスパツと切られているのが出ており、かなり戦闘をやったことがうかがえられると考えられます。

甕棺墓群の中で墓域を画した特別な墓である墳丘墓が発見されました。墳丘墓の南に約二百五十基、北に百五十基位、周辺の島の下にも何百基もまだ埋まっていますが現在では発掘しておらず埋め戻しています。これらの大多数の人々の墓地とは別に人工の丘を築いた墓地が墳丘墓です。トレンチ調査をしましたが、元々の墳丘墓の格好はなかなか分かりません。今のところ南北四十メートル、東西三十メートル弱のほぼ長方形に近い平面形をしたものではなからうかと考えられます。どうもここは戦国時代の山城として用いられた丘と考えられまして、当時一回削ってさらに昭和二十九年にも、もう一回削って約二メートル削られてしまった様です。甕棺の状態をみましても本来の高さが四〜五メートルの大きな墳丘墓と推定されます。外側の漆の塗膜から墳丘墓南に向って道が付いておりまして、その先端には両側に柱が建っていて、鳥居ではないかと考えています。墓道には祭祀用の土器が並べられています。木の棒も十数本見

付かっています。

墳丘墓東側からは今回祭祀遺構らしい大きな土壇が発見されました。長さ数十メートルありまして、中には一般的日用土器も祭祀用土器も入っております。墳丘墓の盛り上の状態は、厚さが二センチから二十センチ位の層を幾層も重ねてあります。よく見ると小さな山が幾つか出来ておりまして、恐らく小さな山を築きながら全体を盛り上げていったような工程がうかがえます。非常に堅くて我々の発掘用の移植ゴテが三日ももたない位の堅さをもっています。内部の甕棺の分布状況ですが、中心にあるものが最も古い甕棺です。紀元前一世紀前半位のもので、新しいものは紀元前一世紀後半位の百年に満たない位の年代の甕棺が見付かっています。全体を発掘した訳ではありませんので、あと何基あるか分かりませんが、一般的に北部九州の墳丘墓は二十数基の甕棺を埋葬していますので、あと何基かは残っていることでしょう。

中央の最も古い甕棺は一般的甕棺に比べますと非常に大きい特別譚いの甕棺で、棺の中は真っ黒くカーボンみたいなものを塗った後に死体を入れて、死体の上に酸化水銀の朱を振り撒いたように残っています。細形銅剣が一点入っています。人骨は残念ながら残っておりません。一番新しい中期中頃から後半近い位の甕棺がその西方に位置しています。この甕棺からは、把頭飾りが付いた青銅の右柄銅剣と管玉が八十個位見付かっています。

甕棺内部は全体を赤く塗られています。これも人骨が残っております。ガラスの管玉は組合せ方がよく分かってきて、胸飾りか頭の王冠みたいな飾りではないかと考えています。現在七十九点見付かっていますけれども昭和二十九年の開墾の時何個か見付かっています。ひょっとしたら此の棺から出たのかも分かります。上が半分残っておりません。

銅剣の製作地が何処であったのかは分かりません。日本で作られたか朝鮮半島で作られたのか分かりません。ガラスの玉については中国の湖南省の長沙辺りの良質の原料を使っていることは分かりましたが、これ又、日本で作ったのか朝鮮半島で作ったのか分かりません。朝鮮半島でもつい最近同じものが出ています。有柄銅剣には木質が残っており、表面に布片も残っています。絹と麻ですがなかには染色されたことが分かる布もあります。管玉のなかには意識的に入れたのか分かりませんが縞模様が入ったものが数個あります。よく見ると螺旋状に凹凸が見えます。鉄の芯に詰めたいにやわらかく溶けたガラスを巻き付けてもう一度全体を溶かして芯を抜く巻き抜き法という技法で作られています。六基を完全に調査した五つの甕棺のうち五つの甕棺から銅剣が出たことになりましたが、みんな細形銅剣です。柄だけが木製で柄の飾りが青銅製のものもあります。面白いことに先端が棺内から出てこないで、ひょっとして戦闘の時に使って敵の体の中に残ったのかも分かり



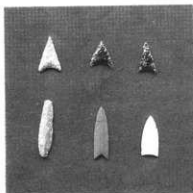
弥生時代前期の土器



弥生時代中期の土器



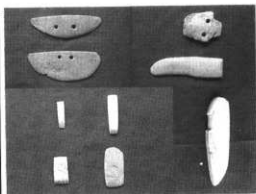
弥生時代後期の土器



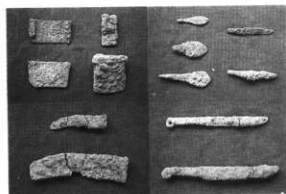
弥生時代の石器 (石鏃)



弥生時代の石器  
(磨石・石皿)



弥生時代の石器  
(石包丁・石斧・石ノミ・石オ・石鎌)



弥生時代の鉄器 (斧・鏃先・刀子)



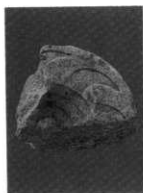
銅鏡片 (後漢鏡)



銅鏡 (国産)



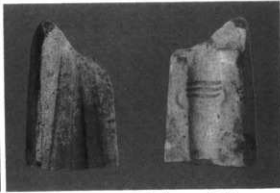
銅剣片



巴形銅器鋳型



巴形銅器復元品



(切先)

銅矛鋳型

(袋部)





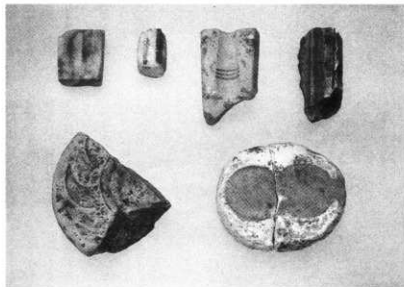
甕棺内の成人人骨

ません。この先端が九州で二十点程出ていますので、この銅剣を持ってあちこち廻って合わせてみたら吉野ヶ里の敵が分かるのではないかと期待もあります。

その後の調査でもさっきの墳丘墓の約一キロメートル南にこの墳丘墓らしいのが見付かっています。北側の墳丘墓と同様に版築状の盛土をしています。南北四十メートル程盛り

上がりが残っています。出来たら今年調査して墳丘墓であるかどうか確かめたいと思っています。さらにあと、ヶ所高い墳丘墓らしい盛り上がりもあります。

現在の仮整備では、特に後期の環濠集落の復元に重きをおいています。家が四軒、物見櫓一棟、高床倉庫を二棟、外側の濠を路線表示、内側は濠と土塁を築いています。大半に



各種の青銅器鋳型

吉野ヶ里遺跡からは矛・剣・巴形銅器などの鋳型が発見され、青銅器の生産が長期間にわたって行われたことが判明した。



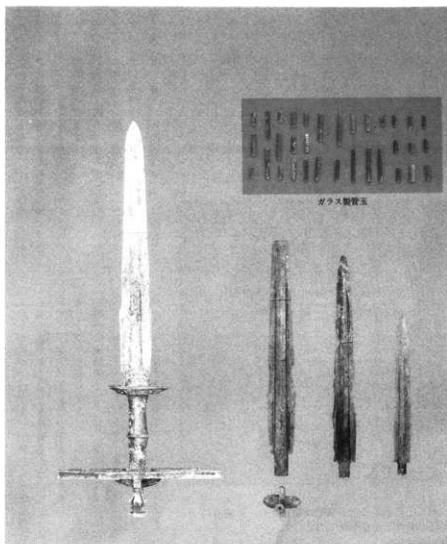
志波屋六の坪(乙)地区 弥生後期集落

櫓を並べています。調査事務所の裏には発掘した遺物を納めたコンテナが野積みされています。九千箱のコンテナがありまして、これからどうやって整理していこうかとお先真っ暗です。中には青銅器の鋳型とか貴重なものが入っている可能性があります。墳丘墓

の南には現在、甕棺墓群の表示、遺構の復元をやっています。樹脂性で甕棺の状態を見せたり、甕棺を埋めた上には土饅頭があつただろうと推定しましてそれを並べていますが、行き着く所に墳丘墓が聳えています。

現在の見学者の状況ですが、遺跡としては珍しく土曜日、日曜日には一、二万人の方が、

秋には一日五万人もの人々が来られます。最近修学旅行とかツアーが多くなりまして、高等学校の旅行では関東、東北あたりからかなり参つていきます。本格整備を急いでやらなくては中途半端な印象を持たれてもいけませんので早く成し遂げたいと思います。展示館の中には模型を置いておりまして、調査の結果



墳丘墓遺構内出土有柄銅剣・細形銅剣・把頭飾



大規模な外濠  
濠の周囲には土塁を築いて城柵を設けていたと推定される。

果を約二百分の一で穴ぼこを作っています。出土品のうち主なものの本物やレプリカを並べています。

詳しい時代的な変遷というものは他に書いたものに譲りまして、大まかな吉野ケ里の遺跡の調査の成果をまず申し上げますと工業団地の造成ということで広さが広範囲であつたということ、なお短期間にやつたことが今になつて思えばそれがよかつたのではないかと思っております。特に掘りあげた瞬間、つまり去年の二月頃の話になつた頃には上から

見ますとパノラマ的に弥生時代の集落の有様がまざまざと分かるような姿をしておいた訳です。それから出てきたいろいろな施設、入り口とか物見櫓、建物関係、城柵関係、そういうものが一つの遺跡でキチッとお互いに関連しながら出てきた事に非常に意義がありまして、これまでも耶馬台国とか弥生時代の集落の復元の絵があつたのですが、これでリアルに復元の絵が書けるのではないかと考えております。出てきました遺物からも、朝鮮半島が主ですけれども非常に広域的な交流がうかがわれまして、詳しい分析をやつていいたら国内の他の地域との交流、現在の土器だけでなく瀬戸内、畿内、吉備へこの辺の土器が交差つてまいりまして交流のあともうかがえる訳です。

これまで九州地方には大きな環濠集落がないと言ふことが学会の常識でして、もう一つは継続的な集落、時期を追つて段々と発展していく集落が見付かつてないという事が特に耶馬台国論争にとつても、後期の社会構造の研究にとつても九州が弱い立場であつたものが、吉野ケ里遺跡が出てきたおかげで九州でも継続的かなり大規模な恐らく今のところ日本一かも分りませんが、それ程大規模な集落が存在したのだと言ふことが分かつてきました。我々が考えています当時の「クニ」、魏志倭人伝が伝える「クニ」ですけれど我々は現在の郡くらいの範囲を考えていますが、吉野ケ里はその中の一つの「クニ」の中心部の拠点集落であることにまず間違いないと思つています。

出土品にしても、青銅器の鑄型や龐大な数の鉄器も持つておりまして、各地にそれらをばらまいて富を得て段々と発展していった姿が掴めるわけです。墳丘墓にしましても一般の墓地と格段の差を示しておりまして墓地の構造だけがでなくて、副葬品についてもそういう事が言える訳です。これが紀元前一世紀北部九州では意外大きな政治的権力が出来つたことが分かつてまいりました。三世紀の終り位になりますとやはり畿内が社会的政治的中心になるのですが、それ以前はやはり九州地方がそういう方面でかなり発展していつておつたことがうかがえる資料であります。なんでこんな所に集落が出来たのかと言いますと、今まで現地に行かれた方もおられるかも知れませんが、私は小さい時から住んでおりました普通かなと思つていましたが、その後大きくなつて日本各地へ行き感じたことですが、やはり平野が大きいです。稲の栽培に非常に適していると言ふことが分かつて、今は麦ですが麦秋と言ふか非常に麦が突つております。秋には稲が突ります。反あたりでの収穫もかなりあります。筑後川流域の河川が山から運んでくる土も良かったみたいで二千年前に遇つても稲作が進んでいたことがぼんやり推定される訳です。只佐賀平野では今まで水田跡が見付かつておりません。唐津では菜畑が出てきておりまして、そろそろ佐賀平野でも見付けないと思ひますが、

いかんせん二千年前から連続と稱し続けておりますのでなかなか遺跡として残つたものがどうも無いようです。なんとか他の方法で見付けたいと計画しています。

ちよつと話かとびますが、此の地方は五世紀になりましたと朝廷から派遣された国遣(クニノミヤツコ)米多(メタ)といふのがおりまして、この子孫は文武天皇が七百一年に亡くなった時葬式の飾付けの役をした米多の君の祖先であります。米多の君が宮んだ古墳群目達原(メタバル)古墳群には五・六基の前方後円墳や円墳もたくさん残つている所がありました。それから八世紀になりましたも条里制の土地区画の痕跡がよく残つている地域としてでも知られております。奈良時代には東から西へ一条二条三条四条と呼んでいますが、北から南へは一里二里三里と言ひませんが、この地方では、例えば吉野ケ里は肥前国神埼郡六条吉野ケ里というように里は固有名詞で呼ぶ呼び方をしています、なんとかがりが多く残つています。

発掘の結果当時の区画も出てまいりまして、奈良時代前半から土器が溝に入つておりまして、かなり早い時期から中央の力が入つて来たことがうかがえます。平安時代になりますと藤原道長の日記などに時々「神埼の荘」といふのが出てまいります。平氏の平清盛の義理のお父さんにあたる平忠盛、彼が神埼の荘で中国の宋の国と貿易をしまして、かなりの



復元した物見やぐら

富を得たことが他の記録からも知られているように、平氏の経済的基盤となった荘園としても知られています。やはり海外では朝鮮半島、中国に近いという土地柄や、農業を営むのに適した平野をもっているということで、古墳時代以降、時の権力者がいつも注目して押さえておいた地域であることが言えるのです。そういうこともあって恐らく数百年を遡る弥生時代でも此の地域にこういう大きな広い交易をもち、強い生産力をもった集落ができあがったのであると感じる訳です。本格的なお話をやろうと思つたらもつと時間もいりますし、もつと整理検討を進めなければ、なかなか詳しいことはお話し出来ない段階でもあります。あと数年後、まず遺跡の



奈良時代の土器

保存整備が多分出来上がると思いますので是非おいでください。資料館等で吉野ケ里遺跡が、或いは北部九州の古代の有様が手に取るように分かる設備が出来上がっているものと自分でも期待して思っています。是非九州にお越しの時は吉野ケ里において下さるようになります。これからの保存とかにご協力をお願いする場合がありますのでよろしくお願ひ致します。言いたりないことが多くて誠に申し訳ありませんが、これで私の話を終らせて頂きます。どうもご清聴有難うございました。



志波屋三の坪(甲)地区の奈良時代建物群  
溝と柵列により区画された部分に建物と倉庫が整然と並んでいる。

記念講演の概要を参加できなかった会員にもご紹介させて頂くため編集いたしました。おもにスライドを使って説明しながらのお話でしたので、この編集責任は事務局にあります。

# 平成元年度 文化財研究発表会

平成元年度の文化財研究発表会は平成二年三月四日（日）に紀の国会館で開催されました。

当日は三人の方に研究発表をしていただきました。

## 発表者と演題

演題	発表者
郷土史の楽しみ —西行法師を中心として—	壺井公彦 (打田町)
伊都地方の婚姻 —嫁いじめの慣習についての考察—	桜井隆治 (橋本市)
湯浅党の流れ —その一例—	和田堅一 (湯浅町)

研究発表者にそれぞれ発表内容をまとめていただきましたので、ここに紹介いたします。

## 郷土史の楽しみ

—西行法師を中心として—

### 壺井公彦

西行法師が、打田町出身であるということがわかったのは十年前程前で、今年はずうと没後八〇〇年にあたる。西行法師ほどの有名な歌人が八〇〇年近くもその出身がわからなかったのである。西行は謎の多い人物である。西行は元永元年（一一一八）生まれ、建久元年（一一九〇）七十三才で河内の弘川寺でなくなっている。打田町竹房で生まれたと言いたい、当時は母親の実家で生まれた風習が残っていたかも知れないので、生誕地と言うのは遠慮して、竹房は出身地なのである。

西行は本名佐藤義清、法名西行。佐藤氏は代々田中庄・池田庄の領主で、竹房に居館を構え多くの家の子弟等を養い在地領主として勢力があり、自領を摂関家に寄進し自らは預所を世襲し、実質的領主として富裕な生活を送っていた。

西行は少年時代を竹房で過ごし、十八才で兵衛尉に任官し上京した。しかし、上京後も衛門府の役人を勤めながらも預所として自領の庄務もとり、毎年の作付けや取り入れの時期には、勤農のため帰農していたと思われる。さて、十八才で任官した兵衛尉義清は、二十三才の若さで前途有望な官職を捨て出家し西行と名乗った。なぜ出家したのか、これも西行の謎である。

出家後の西行は仏道よりも歌道が主で、歌歴五十年二千余首の歌を残している。出家後の西行はたびたび郷里を訪れたと思われるが、郷里を詠んだ歌は一首もない。これも西行の謎である。

## 西行の系譜

先づ順序として西行の系譜から述べなければならぬ。

西行の先祖は「依藤太」の名で知られている藤原秀郷で、西行より九代前の先祖である。秀郷は近江国三上山の百足を退治し、琵琶湖の竜神を救った伝説は有名である。江戸時代末期の「続紀伊風土記」には「池田庄中二谷村金剛寺境内に古き五輪塔あり、相伝えて藤太秀郷の石碑という」とあり、このような伝承が今に伝わっている。秀郷は当地に關係がなかったが、子孫（佐藤氏）が当地の領主であったから、このような伝承が残ったものと思われる。近江の依藤太の伝説も子孫が近江の縁になっているからだと思う。

近江の依藤太の伝説も子孫が近江の縁になっているからだと思う。

# 佐藤氏系図『尊卑分脈』



藤原秀郷は下野国に地盤をもっていた豪族で、平将門の乱を鎮定し、その功によって鎮守府將軍に任ぜられ、東国における繁栄の基礎を聞いた。子孫も代々鎮守府將軍に任ぜられ、下野を本拠とし陸奥にも勢力を張った。

ところが曾孫の文行の代から左衛門尉程度の家格になり、佐藤氏を名乗った。おそらく本家藤原氏から分かれ、都における官任が主となり、近くに本拠を持ち田中・池田両庄を領有するようになったのではなからうか。そして文行の子孫の左藤氏は代々、左衛門尉となり検非違使に選ばれ、かたわら院や摂関家に勤仕し、義清（西行）に及んだ。

彼等は代々自領の田中・池田両庄を摂関家に寄進し、自らは預所となつて都に出仕し、自領の管理を下司にまかせ、富裕な生活を送っていた。大字東大井に小字下司明がある。

恐らく下司のいた所であろう。

## 佐藤義清の任官

少年時代を竹房で過ごした義清は、晩年嵯峨の草庵に住んでいたころ、人々とたはぶれ歌を詠んで少年時代を思い出している。

うないこ（髻髪子）がすきみに鳴らす  
 麦笛の 声におどろく夏の昼臥し  
 竹馬を杖にもけふはたのむかな わら

など数首の追憶の歌を詠んで、麦笛・竹馬・隠れんぼ・土遊び・石投げ・幼い恋など、少年時代の生活を思い出している。こうして義清は成長していった。

やがて成長した義清は官途につくのであるが、前途はけわしい。  
 このころ上皇はたびたび熊野詣や高野詣、

また道寺道仏で多くの費用が必要であった。そこで、官職につくには「成功」といつて、財物によって官職を買いとる道があった。

義清は十五才の時、下級武士の内舎人に任官を申請した。内舎人の任料は相場は朝二千匹ほどであった。佐藤氏はこの巨額を用意して申請したが、他にも相手があつてうまくいかなかった。そこで三年後の保延元年(一一三五)に一段上の兵衛尉任官を申請した。そして成功した。兵衛尉の任料はほぼ朝一万匹が相場で、先の内舎人の五倍である。この巨額の任料は田中・池田の領主の収入を蓄えたものであった。

#### 佐藤義清の官歴

十八才で兵衛尉に任官した義清は郷里竹房を後に上京赴任した。

兵衛尉とは宮城を警備する兵衛府の役人の下級武官で、彼の父康清も祖父の秀清も左衛門尉をつとめている。そして検非違使にもなり都の警察行務にもたずさわっていた。しかし義清は若年で官を辞しているのので、検非違使にはなっていない。

義清は二十三才でみずから前途ある地位をすて出家したので、官歴を測るには余りにも短く史料に乏しい。

彼は兵衛尉として勤務している間に鳥羽上皇の目にとまり、上皇の御所の警備や供奉にあたる北面の武士に見出された。

また、義清は大納言徳大寺実能の家人でも

あり、かつて鳥羽法王が崩後の墓所にするため鳥羽離宮内に安楽院を建て、その場所をお忍びで視察されたとき、大納言徳大寺実能と北面の佐藤義清だけがお供をしている。このことは院の特別の愛顧があつたのであろう。このように鳥羽上皇に寵愛をうけた義清は、果たしてどんな気持で上皇につかえていたであろうか。

鳥羽上皇領荒川庄は平等院大僧正明尊から上皇に寄進されたもので、長承三年(一一三二)四、鳥羽上皇が院使を荒川に下向させて四至を確定している。

田中庄よりも後に成立した荒川庄が強引に四至を確定したことは、北接する田中庄にとつては不満であり、西接の吉仲庄(法成寺領)南接の額瀨庄(石清水八幡宮領)にとつても同様であった。長承三年は義清任官の前年であり、田中庄の在地領主としての義清は不満をいだきながら、上皇につかえていたと思われる。なお、義清は十八才で任官赴任するが、單身赴任ではなく多くの従者をつれての赴任である。このことは兵衛尉の報酬ではとても足りない。地方に領地を持つ富裕な領主であるからである。

#### 田中・荒川の境界

田中庄と荒川庄とは紀の川が境界である。荒川庄は鳥羽上皇が長承三年に院使盛弘を遣して四至を確定し、このときから鳥羽上皇領

が確立した。四至は、

- ・東は松橋峯井に黒川を限る
- ・西は尼岡中心井に透谷を限る
- ・南は高原井に多須木峯を限る
- ・北は牛景測井に紀陀測を限る

となっている。荒川庄は北を摂関家領田中庄と、東を石清水八幡宮領額瀨庄と、西は法成寺領吉仲庄と、南は高野山領真国庄など、他領の庄園に囲まれており、新立の荒川庄の強引な四至確定にこれらの庄園領主は不満を抱き、境界論争が頻発するのである。

川の北にある田中庄は、庄内殆んど平地で山林がなく、川の南にある田中庄の一部が薪炭供給源として是非必要であった。この川の南の山林は境界線がはつきりせず、古くから近世にかけて山論が絶えなかったところである。

長承三年の荒川庄との境界は牛景測(調月)と紀陀測(竹房)となつている。これは境界線の両端で境界は紀の川である。現在のようにな完備した堤防のない時代だから、大雨毎に川筋が北へ南へと変る。北へ移動した場合は田中庄の一部が荒川庄となり、田中庄の預所(在地領主)の佐藤義清(西行)にとつては、黙つてはつておけない問題である。

ところが、荒川庄は義清が北面の武士として仕えており、寵愛してくれている鳥羽上皇領である。義清は境界に不満を持ち内心苦しみながら上皇に仕えていたであろう。

### 金剛峯寺派と大伝法院派の対立

平安時代の中頃には高野山は衰微していた。ところが摂関時代を迎え、京都の貴族たちが熊野や高野山への参詣に熱を入れ、藤原道長

### 紀の川旧河道（推定）



やその子頼通、少し遅れて関白師実などが相ついで参詣し、寺領の寄進・堂塔の造営・供料の寄附などを行った。

続いて院政時代には上皇たちの参詣が最高潮に達し、寺領の寄進や堂塔の造営がなされた。

このように高野山が隆盛になった陰には、中院を開いて空海以来の法脈を伝え、貴族に尊信された明算と、高野聖の覚鑿の活躍があった。明算が検校に登用される背景には白河上皇の抜擢があり、覚鑿の登用には鳥羽上皇の推挙があった。

明算は俗姓佐藤氏、田中庄神崎村（竹房）

### 荘園分布（平安末期）



の出身で、治安元年（一〇二二）生れ、佐藤義清（西行）より約一〇〇年先で、三代か四代前の先祖である。

明算は検校となり白河上皇や関白藤原師実の参詣には法要の導師をつとめ、法實として寺領を賜り、伽藍の復興に尽力し高野中興の祖といわれている。また郷里竹房に龍藏院を建立している。

明算には多くの弟子がいたが、その中に良禪がいる。良禪も竹房出身で検校になっている。さて、覚鑿は醍醐寺・仁和寺・三井寺などで修業ののち高野山に登った。若年の覚鑿は良禪より真言の大法を伝授され良禪に師事している。ところが、覚鑿は真言教義に浄土信仰を取り入れ真言念仏を唱え、多くの人々の信仰をあつめた。特に鳥羽上皇の帰依が厚く、岩出庄をはじめ多くの庄園や大伝法院・密藏院建立の寄進をうけている。

この覚鑿のめざましい隆盛は、明算・良禪らの金剛峯寺中院流との間に対立が激化していった。そして金剛峯寺派は排斥され、良禪も検校職を追われ高野から下山した。その間大伝法院派が高野山を支配したが、やがて良禪も高野山に帰山し検校職に復帰したが、間もなくなくなった。その後検校職に良禪の弟子琳賢が就任している。琳賢も竹房出身である。この頃になると金剛峯寺派と大伝法院派との対立はますますエスカレートし、いたるところで放火・殺害・刃傷・物資押領など騒乱が相ついで、高野山上はまさに目をそむけ



るものがあつた。

佐藤義清（西行）は都にあつて北面として鳥羽上皇につかえていたが、この対立に心を痛めていた。明算・良禪・琳賢とは同じ竹房出身であり、琳賢とは年齢は違つたが知己の間柄であつたらうし、「西行」という法名は浄土の法名で、覚禪と共通するものがあつたと考えられる。両派にはさまれ苦惱甚だしいものがあつたであらう。

## 西行の出家

兵衛尉佐藤義清は保延六年（一一四〇）二十三才の若さで、先祖代々の佐藤家の富や京における前途ある栄達を捨てて出家し、西行と名乗つた。なぜ出家したのか、その理由についてはの確かな史料はなく謎とされている。

『西行物語』には、ある日同族の左衛門尉憲康と同道して鳥羽院から退出のとき、明日を約して別れたが、翌日約束通り憲康邸を訪れると、門前に人が立ち騒ぎ内には泣き悲しむ声が聞えるので、不思議に思つてそのわけを尋ねると、憲康は昨夜頓死したというので、若い妻や老いたる母が夜泣きしているのを見て、厭世の念が深くなり、上皇に辞職を申し出たが許されなかつた。家に帰ると四才の娘が父義清をみて喜びとすがすがしが、これこそ愛着の絆を断つ始めと、縁から厭落し、決然と家を出て嗟嘆にゆき、剃髪したと伝えてゐる。

『源平盛衰記』には、そもそも西行の発心

のおこりは実は恋のためで、口にするのも恐れ多い高貴な女性に思いをかけていたが、遠うことが重なれば、やがて人の噂にのぼるであらうと注意されて、出家を決心したというのである。

『西行物語』は厭世説で、『源平盛衰記』は恋愛説である。その他歌人や西行研究家は、将来の子想し得る政治の混乱に巻き込まれざるを得ないから、逸早く回避したのだという政治原因説、また、門閥のもて屈從する勤務よりも自由を求め、自然を駆けめぐり山川花月に対し自分の感情を述べる文芸の士を志し、法師の道を選んだという文学原因説などとなまえている。

果たしてそうであらうか。妻子ある前途有為の武士が、出家遁世するということは、よほどの覚悟があることで、長年かかつて積み重なつた苦しみか遂に出家せしめたとみるのが自然であると思われる。そこで、『打町町史』は苦境脱脚説となまえている。鳥羽上皇による長承三年荒川庄の四至確定は、田中庄の管理経営にあたる預所職の佐藤義清にとつては田中庄民を率いて荒川庄に行動を起こさざるを得なかつたであらう。このことは鳥羽上皇への抵抗であり敵対行動をすることに外ならない。義清は苦境に立つていた。また、高野山上では西行と同郷同族の明算を祖とする良禪・琳賢ら金剛峯寺中院流と、鳥羽上皇の帰依の厚い覺禪の大伝法院流との対立が激化し、まさに頂点に達しようとしていた。両派には

さまつた西行は朝地に立たされた。

おそろく西行出家の原因はこれらの苦境からのがれるための出家遁世であつたと考えられる。

## 田中・荒川の紛争

佐藤義清（西行）の出家後弟の仲清が家督を継いでいる。系図「尊卑分脈」では兄になつているが、弟と考えられる。仲清も田中庄の預所で内舍人・摂政藤原忠実の隨身であつた。仲清は兄義清の果たせなかつた荒川庄との境界争いを解決せねばならなかつた。

保元元年（一一五六）七月二日に鳥羽法王崩御、続いて保元の乱が越つた。機会を伺つていた仲清は京都が混乱におちいつている隙をついて、田中庄の領民を率い、西隣の吉仲庄住人と共に荒川庄に侵入、北界の地を押領した。

この押領に対し後白河院や領主藤原忠通からの下文、美福門院の令旨があり、押領の停止を命じている。

仲清はこれらの措置を無視し、永暦元年（一一六〇）十一月美福門院の死去を契機に、吉仲庄・瀬瀬庄・国司源為長らと連携し荒川庄に侵攻を続けた。

これらの侵攻のことは、『高野山文書』宝簡集にくわしくみえてゐるが、その後約二十年程は荒川侵攻のことはみえない。

治承三年（一一七九）十一月平清盛による後白河法王崩御、院政停止のクレーターがお

こり、平氏一門の独裁体制が成立した。貴族たちは左往右往京都は大混乱におちいった。

佐藤能清(仲清の子)も内倉人・左衛門尉で院の北面として京都に出仕していたが、この混乱の時期に荒川庄に侵入、東西三十余町南北十餘町を押領した。この時能清は国司や在庁官人と共謀し、その上吉仲庄・頼清庄と共に計画的に侵攻している。

能清には長明という郎能があり、能清に代つて城を構築し兵を集め調兵している。なお、能清は頭能(平重衡)・権亮殿(平維盛)の仰と号し、平家の威をかり大和・河内・和泉など広い範囲から平家の家人(武士)を集めている。

その後鎌倉幕府成立に際し、文治二年(一一八六)四月鎌倉殿(源頼朝)の仰せと称して、荒川庄へ乱入を繰り返している。しかし幕府は能清の乱入を認めなかった。以降能清による荒川侵攻の史料は残っていない。

さて、仲清・能清の侵攻を高野山上にいた西行は、眼下に繰り広げられた戦いをどのように見ていたであろうか。世を捨てて家を持つざるを得なかったあの苦境で眺めていたと思われる。

西行と仲清・能清を比してみると、西行は世の流れ政治の嵐に身を処しされず遁世し、和歌に生涯を託した。仲清・能清は激しい政治の移りかわりの中で、一生懸命所領を守ろうとして戦った。打田町の私達はこの領主のやり方どちらをとるか、その判断は自由で

むつかしい。しかし、西行があればほど有名であるのに、仲清・能清は無名である。打田町を守った仲清・能清をば、もつと顕彰すべきである。

#### 西行の謎をとく

今迄述べてきた様に西行は謎を残している。謎一、西行ほどの有名な歌人が、出身地がわからなかった。

謎二、西行は二十三才の若さで、家や妻子、将来ある武士の地位を捨て、なぜ出家したのか。

謎三、西行は二千余首にのぼる歌を残している。しかしその中に親兄弟は勿論肉親や故郷や紀ノ川を詠んだ歌は一首もない。

このような大きな謎を残している。これはすべて恩義ある鳥羽上皇・美福門院への忠誠である。上皇は佐藤能清(西行)の出身地を知っていたであろうと思われるが、上皇に仕へる武士も沢山いたので、いちいち各人の出身地を知らなかったかもしれない。

西行の領地中庄と上皇領荒川庄の境界問題、預所義清としてはこの問題を武力を用いても解決しなければならぬ。しかしこれは上皇への反逆であった。また、金剛峯寺派と大伝法院派の対立、義清は両派にはさまつて窮地におちいった。それで義清は遂に出家したのである。上皇に対して出家の理由を明らかにすることは出来なかった。そして西行は後年有名になつても一生明かさなかった。

西行は上皇に対して非常に厚い恩義を感じていたのである。

西行の出家の謎は窮地からののがれるため、その理由を明らかにする事は出来なかった。また、二千余首にのぼる歌の中にも、自分の出身地がわかるような歌は詠まなかったのである。

西行は出身地をかくしていた事は、高野山へ登つてからもそうである。若し明算と同族で、良禅や琳賢とは同郷である事を明らかにすれば、山上でも優遇されていたと思われる。西行は一介の聖であった。

また、高野山にいた西行は、高野詣の貴族たちと共に紀ノ川を下り、粉河寺や和歌浦の觀光案内をつとめたりしている。当然竹房を通過している筈であるが、この地で詠んだ歌は一首もない。これも出身地をかくしていたからである。

しかし、その出身地は遂に十余年前に聖心女子大学日崎徳衛教授によって解明された。(聖心女子大学論集四三集 昭和四九年六月 佐藤氏と紀伊田中庄)

田中・荒川の紛争の史料は『高野山文書』宝簡集に多く記載されている。それによると「田中庄預内倉人佐藤仲清」とか「田中住人仲清」「左衛門尉能清」など西行の肉身が顔出してくる。「尊卑分脈」によれば仲清と義清は兄弟で能清は甥である。このことから西行が田中庄の出身である事が判明する。とに角、西行は鳥羽上皇に対して、自分の

地位や家や富、妻子までも捨てて忠誠をつくした恩義の厚い人物である。

### 佐藤氏と打田町

○佐藤氏は富裕だった。

西行が晩年少年時代を思い出して詠んだ歌に、麦笛を鳴らして遊んだ歌がある。

また、能清が荒川庄を攻めたときの状況を高野山側は「作妻は刈り取られ、百姓は田畑を捨て山林に逃げ込み」と記録している。このことから当時輪以作に裏作の妻も作ったことがわかる。二毛作であるから、それだけ領主は富んでいた。

○山王権現と高野寺

『平家物語』の「願立」に、嘉保二年（一〇九五）のこと、後一条関白師道が強訴に來

た日吉社・延暦寺の大衆を射殺させたため、山王の祟によって重病にかかった、母の「大殿（師実）の北の政所」が七日七夜參籠して「今度の陛下にて寿命をたすけさせ給はば、八王寺の御社に下つて法問答講毎日退転なくおなはずべし」と立願し、三年間の壽命をのぼす旨の託宣を得た。そして、殿下の御領紀伊国田中庄という所を、八王寺の御社へ寄進せらるる……とあり、この田中庄より八王寺社へ料物（米・油等）を備進した者は、西行の祖父季清であろう。

そして季清は田中庄へも近江坂本より山王権現（現東田中神社）を勧請し、同時に比叡山延暦寺の末寺高野寺を建立したと思われる。

### ○長明の城

能清には長明という郎従があり、「城を構え兵を調え」とある。長明は恐らく下司であったと思われる。彼の居た所が現在の小字下司明であった。その下司明の北側一段高い丘上を、数年前に県文化財センターが発掘調査した粟島遺跡である。この遺跡は大へん大きな遺跡で、かつて奈良・平安の瓦が出土している。発掘の結果多くの建物跡が出て来て、奈良以前から平安後期にかけての建物跡であった。平安後期の建物には、主殿・脇殿・その背後に廊があった。鎌倉時代の武家造りの前形であると思われる、これが長明の城と聞わりがあると思われる。但し発掘を担当した文化財センターは何ともいっていない。私一人そう思っている。

### ○正覚寺

長明の城と思われる遺跡の東側に正覚池があり、かつては正覚寺があった所である。前記田中・荒川の紛争の際、平清盛が亡くなったので、能清・長明らは「禪門殿下の御菩提五十箇日之作善、長明先了、又依被奉渡故小松大臣殿御遺骨、日日念仏読経無怠」とあり、清盛や重盛の菩提を弔っている。「紀伊統風土記」に「正覚寺跡 右七堂伽藍の地に小松内府重盛公の建立といふ……」とあり、能清・長明らが清盛・重盛の菩提を弔うために正覚寺を建てたと思われる。

### ○一石五輪塔・宝塔

高野寺のある寺山の北斜面、竹房など紀ノ

川北岸を眼下に一望するところに、滑石製一石五輪塔と宝塔が散在している。平安後期から鎌倉のものと思われる。恐らく領主佐藤氏の供養塔で、白領を眼下に望むところに作ったものではなからうか。

### ○竹房の繁栄

佐藤氏の根拠地竹房は、現在、戸数五〇戸の川に沿ったひなびた部落であるが、平安後期から鎌倉にかけては繁栄していた。

竹房は紀の川の港であり、古くから竹房の渡は有名である。港であるので市場が立ち、現在でも「市場」という地名が残っている。市場と船着場の中間が小字「立花」であり、恐らく倉庫があった所と考えられる。古代港市の倉庫のあった所は植物の地名であるといふ。

また、佐藤氏は代々京都で官仕<sup>ウツシ</sup>しており、多くの従者と共に京都との間を往復しているから、京都の文化が入っていた。約一〇〇年程の間に明算・良禪・琳賢・西行など文化人が輩出していった。

以上、打田町に住む者として打田のことは土地勘があり、土地勘により自分勝手に解明した。甚だ勝手なことを述べたが、色々なことが分かってきて、郷土史の研究が面白く楽しみである。演題にも郷土史の楽しみと書かされていた。

## 湯浅党の流れ

—その一例—

和田 堅 一

この調査は湯浅町教育委員会、湯浅町文化財保護審議委員会と共同で行なわれたものである。

平安時代末から鎌倉時代にかけて、湯浅城（現、湯浅町青木）を根拠とする湯浅氏を宗家として、その血縁につながる一門と婚姻その他の関係で結ばれた「他門」を含んだ典型的な地方武士団である「湯浅党」なるものがあつた。

平安時代末にはすでにこの結合が出来ていたことは、施無畏寺（現、湯浅町植原）に残っている、国指定重文「置文」（寛喜三年四月一三三）末尾の通書からもわかる。

一門とみに栄え、その盛時に於いてはその治めていた荘園は、有田郡内では湯浅・保田・宮原・糸成・橋原・藤並・田殿・徳田（石垣河南）・糸野（石垣河北）・阿氏河、紀北では木ノ本・六十谷・船戸・田中・柿田（笠田）・勢田・浜中、紀南では芳養にまで及んでいた。



それは党主湯浅宗重の力量、時代を見通す見識によるものであり、平氏から源氏に移る大変革期にもうまく時流にのり、一族の繁栄をもたらした。

一七〇年余り平穏な時は流れ、南北朝時代になると、党内を統轄する惣領的存在の人物なく、その統制力がゆるみ、一部は北朝方へ大部分は南朝方に組する結果となつた。

正平三年・貞和四年（一三四八）河瀬川城で足利直冬に敗れたことにはじまり、それにづく数次の戦いに次次破れ、時には一時的に勢いをもりかえしたこともあつたが、天授五年・康暦元年（一三七九）の戦いで湯浅城

をはじめとし、有田郡内の城次次とおち、ここに湯浅党の有田支配の終末となつた。

そして、七〇年後の文安四年（一四四七）の義右王を擁しての敗戦を最後として、南朝に組み込まれた湯浅党の人々は完全に郷里からその姿を消し、全国各地に散らばつてその生きるすべを求めらるに至つた。

六〇〇年後の今日、約五万人の湯浅氏が全国各地に健在である。

特に徳島県、千葉県、宮崎県に多く（人口比）町村別で一番多いのは京都府の口吉町であつて、小さい町ではあるのに二三四軒の湯浅家がある。

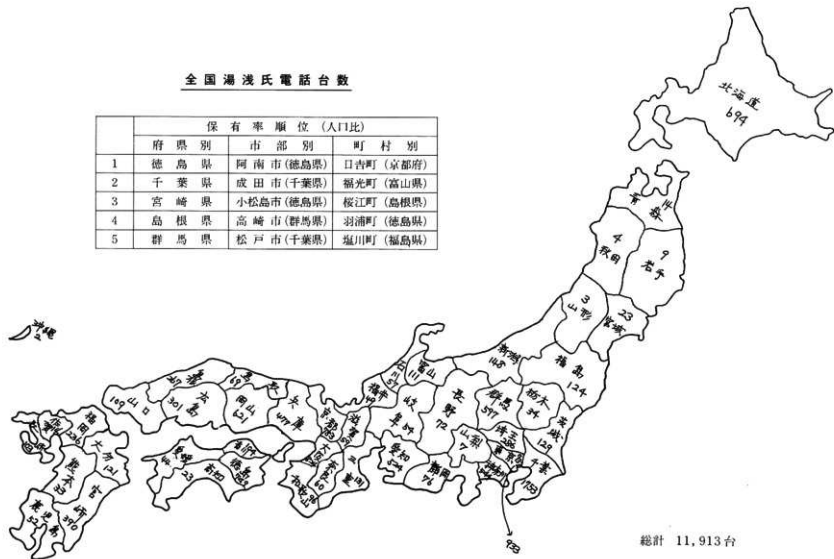
都市は別にして、郡部の町村の湯浅氏の在居数をみてみるに、ある町村のみに多く、その周辺には全くないか、又はたいへん少ないという例が沢山見受けられる。点的存在であることは何かを示唆しているのではなからうか。

昭和五十九年調査による全国湯浅姓電話の存在台数は次図の通り。

私共は各地の教育委員会、図書館、文書館、湯浅氏、その他をわずらわして、南北朝時代から地下に埋もれた湯浅氏の軌跡を求めた。頂いた沢山の資料の中から、いくつかのものをご略記してみよう。

### 全国湯浅氏電話台数

	保有率順位(人口比)		
	府県別	市部別	町村別
1	徳島県	阿南市(徳島県)	口吉町(京都府)
2	千葉県	成田市(千葉県)	福光町(富山県)
3	宮崎県	小松島市(徳島県)	桜江町(島根県)
4	島根県	高崎市(群馬県)	羽浦町(徳島県)
5	群馬県	松戸市(千葉県)	塩川町(福島県)



総計 11,913台

鎌倉時代	南北朝時代	室町時代	戦国時代	安土・桃山時代	江戸時代

- ① 一一八五(文治元年)山口県の湯浅氏
- ② 南北朝時代の早い頃、広島県山県郡加計町の湯浅氏
- ③ 一三九二(元中九・明德三年)京都府船井郡日吉町の湯浅氏
- ④ 徳島県の湯浅氏 湯浅清兼、水軍として現、那賀川町にのがれてきて、一部は奥地に入った。
- ⑤ 徳島県の湯浅氏 湯浅権守俊明(仁字庄現、阿南市)を領し、阿波の守護細川氏に随従
- ⑥ 一四七六(文明八)徳島県の湯浅氏 阿瀬川城主藤原兼武、阿州へ渡る。
- ⑦ 一四六九(八六)文明年中)徳島県の湯浅氏 紀州国熊野岡ノ庄の湯浅権正兼武、出辺浦より阿波国由岐浦(仁字庄(現、鷺取町)細川持常に仕う
- ⑧ 岡山県・香川県の湯浅氏(赤松氏系)
- ⑨ 徳島県の湯浅氏 阿波上成町にある秋月城の細川氏に嫁入りあり、家老森氏の郎党として

(註)

① は本文中の番号

① 山口県の湯浅氏

(畧系)

● 湯浅宗重→宗光→宗定→光定→光宣→時光

光信→宗時→氏光→光重→宗政→政光→光任

宗任→盛宗→光盛→宗尚→光通→照宗→里宗

元宗→将宗→就宗→就之→宗直→之直→之義

(以下略)

文治元年(一一八五)湯浅宗光が子息宗定に自領、太田上原郷東村正宗名(現、広島県世羅郡甲山町にある)を与えている。

その子孫がその後中国地方に於いて活躍しているが、その間宗任が康暦二年(一二八〇)四月、阿瀬川城に於いて山名氏と戦い自害、

光盛が寛正四年(一一四六三)畠山政長と畠山義就との合戦の折義就に味方して六月廿一日討死している。

里宗からは毛利氏に仕えた。その記録が萩藩閩閩録・譜録に残されている。萩藩閩閩録・譜録とは萩藩の家臣八〇二家分の伝来の古文書、系譜、品位、手柄、毛利家の発給等が掲載収集されているものである。

② 広島県山県郡加計町の湯浅氏

(畧系)

● 湯浅宗重→宗光→宗算→宗義→宗平



・湯浅春実―実近―春長―意春―春近―春重

重成―重成―正春―道春―春重―勇助―実春

(以下略)

南北朝戦争敗戦後、湯浅春実を初め一行五、六名の者が安芸国太田川に入り、現、広島市より五〇km程離れた支流との分岐点に於いて、二手に別れ、一部は支流を、一部は更に本流を遡った。支流に入った人達は、茨城県那珂藩の湯浅氏の略系によると、宮原人道宗平の弟か、次男であり、穴村に土着、本流を遡った春実一行は木坂に土着帰農した。以来現在迄子孫の方達はつづいて居られるのであるが、木坂の湯浅氏一族は毎年四月三日、「湯浅祭」と称して先祖の供養法要を欠かさず実施しているとのことである。

湯浅家の墓地の下の小堂には、紀州から背負って来た仏像がおまつりされていて、その前で「台家」と呼ばれている総領家(本家)をはじめ縁者一同相集まりて、懇ろに一柱を捧げ、祖先をしのび慰霊されているとのことである。

### ③京都府船井郡日吉町の湯浅氏

(略系)

・湯浅宗重―宗光―宗氏―宗親―宗国―宗藤

宗信―〇―〇―湯浅宗朝―宗時―宗祐

宗武―宗正―宗貞―宗清―宗和―宗元―宗晴

宗能―貞隆―宗誠―宗精―宗成―宗一

元中九年、明德二年(一三九二)十月、大覚寺派の後龜山天皇が京都に還幸し、神器を後小松天皇に譲った。その上洛の際に警護する武士団の中に加わっていたと思われる湯浅宗朝がこの地に定着し、この地の湯浅氏の第一世となったのである。

当時この地の領主は佐々木(京極)高光(家)であつて、この人と万理小路家(北朝方)の好意によつて、宗朝がこの地に居住することが許されたのである。北朝方のこの二人と歌道等を通じて交際し、面識があつたからであろう。宗朝も先の見える広域交流の文化人であつたのである。

この頃各地に南の残党が居つて小競り合いが続いていたに抑えらず、この山間地の木住は幕勢がしっかりと握られていたのである。

何しろ侍所(ご家人を統制し、軍事権をもつ役所)に権勢を誇る佐々木(京極)家の所領であつたから安心であつたのであろう。

南北朝の頃、この地には多くの武士が流れこんできたようであるが、領地も特権もない流人であるが、武力と財力を持つていた。常

道として「神」を利用することになり、湯浅氏も世木荘の一の宮天若大明神の兼頭宮司になつてゐる。

この湯浅家は、宗朝から十七代続いているが、二代宗祐の妻が赤松光貞の妹であり、四代宗武は応仁元年(一四六七)十月、細川勝之の代わりて戦死(応仁の乱)、六代宗貞の妹が細川藤孝(幽齋)と結婚し、その間に出来た宗清が七代を継いでいる。十五代宗成は幕末勤王烈士の一人として各地を奔走している。このようにして湯浅家の長い歴史の中で、赤松氏、細川氏等有力なる氏族と関係を持つてきた名族であつた。

これらのことはくわしく、園部藩別格上席待遇の郷士「湯浅五郎兵衛家由緒書」(世木村誌編纂委員会編)に掲載されている。

天和五年(一六一九)この地が園部藩になつてから、藩主からしばしば旧家に対して「由緒書」の提出をさせた。湯浅家のように古い由緒ある旧家では短時日に浄書して差し出すのが難しかったので、常備の由緒書を用意しておいた。その残存せるもの四、五冊の中で、最も精巧なるもの、排列の整理されたものを底本として編纂されたものが、この由緒書である。

この中の六代宗貞の項に、一族についての記述がある。その中に次の人々の名が挙げられている。

○但馬国主竹田赤松下野守に属するもの  
湯浅長門守、湯浅佐渡守、湯浅七郎兵衛

尉、湯淺右京亮

○岡山侯に仕う

湯淺佐渡(湯淺佐渡守子孫)、香山民部

(々)、湯淺新兵衛(々)等三、四軒

湯淺新兵衛(常山)

○加州因州侯にも仕えている者

○湯淺では

湯淺七郎太夫ほか二、三軒

○水戸侯に仕えている者

八郎左衛門後胤の中湊川の大得湯淺久兵衛(近年になって角兵衛)

○織田信長公に仕う

湯淺甚助祐俊

この一族書によって、当時の湯淺氏一族の

ひろがりかわかる。

細川家との交流は、その後も続き、江戸時代

代になって、熊本細川家と湯淺家との間にやり

とりとられた手紙類が、京都総合資料館に沢

山保存されているとのことである。

同家の直系は今はいないが、傍系の方々が

現住されている。

#### ④岡山県・香川県の湯淺氏

(略系)

赤松則村(円心)―則祐―義則―義雅

時勝―政則―義村―村秀―赤松僧紹千

(湯淺高門守)

湯淺佐渡守―七郎兵衛―半右衛門―右馬允

「亦右衛門―又右衛門―新兵衛―新兵衛」

左兵衛―六右衛門―俊止(以下略)

(香山)

赤松円心の八代目の孫、赤松僧紹千の側書

に、還俗し大和守と名乗、由緒有て湯淺家を

興す、後長門守と云。とある。

要するに由緒ある湯淺家を絶やすにしのび

ず、赤松一族である村秀の子、僧であった紹

千を還俗させて湯淺家を興したのである。

この湯淺長門守は竜野城主赤松政秀の家臣

として活躍している。

永禄二年(一五五九)、書写山田教寺(兵庫

県)に護法堂を改革寄進している。今も興の

院にその姿を見ることが出来、その近くに長

門守の墓石もある。又同寺の舟屋院墓地には

数基の湯淺家の墓石がある。

この人の子孫は右馬允の代になって、岡山

の池田公に仕え、代を重ねて明和元年(一七

六四)藤左衛門の時に池田家を致仕し、帰農

している。

その間のことは、岡山大学図書館に保存さ

れている膨大な池田家文書の中に見ることが

出来る。一族中、常山記談を著した湯淺新兵

衛は有名である。

赤松僧紹千の興した湯淺家については、今

のところ不明なるも、赤松氏の研究家藤本氏

はその著書の中で次のように言っている。

赤松創立期から最盛期にかけて、赤松旗下

に集まった氏族として、十四族を挙げて居ら

れるが、その筆頭に湯淺氏をおいている。

南北朝時代末から室町時代の初期にかけて

世情まことに混沌とし、和睦、離反がくり返

されたこと。

ここで赤松家と楠木家についてみてみると、

赤松円心の弟、敦光(号円光、称別所五郎左

衛門)は鎌倉時代の末頃、楠木正澄(正成の

父)の娘を娶っている。従って別所円光と楠

木正成は義兄弟の関係になる。又、円心の四

男兵範の妻は楠木正季(正成の弟)の娘であ

る。

即ち南北朝戦争の際に、味方同志の時は勿

論、たとえ敵に廻った時も互に相通するもの

があったのである。摂津、河内の間に盟約を

結ぶ必要があったのかもしれない。

又、赤松氏、楠木氏には似通った政策があ

り、それは幅広い商業活動であった。

楠木氏は河内一帯の商業ルートを抑え、経

済支配をすると共に戦力を養っていた。

一方赤松円心は、長男範資、次男貞範を尼

崎の長州荘に遣わし、播磨から摂津にかけて

の経済支配をなそうとした。当時尼崎は播磨

からの年貢米、木材、特産物等すべてここに

集結し、畿内に売りさばかれていた。

従って円心の狙いは、楠木正成と同じく、

この商業ルートを早くから握り、膨大な経済

力を持ち、着々と戦備を蓄えていた証となる。

このことから、元弘の動乱以前から、血縁関

係、幅広い商業活動等を通じて、何等かの形

で、赤松氏と楠木氏一族の間に関連があった



ことを指している。

この関係で、楠木氏傘下の湯浅氏が大半して赤松氏の傘下に入ったのではなからうか。

又、史料にはないが、その以前から赤松氏傘下に入っていた湯浅氏もあつたかも知れない。

とにかく、赤松氏関係の資料に湯浅氏が多く出てくる。これらの中の一つが、赤松僧紹千の興した湯浅家であつたのではなからうか。

### ⑤ 徳島県の湯浅氏

南北朝時代に戦いに敗れた湯浅党の人々がその逃亡先を求める時、その安全性を考えるならば、海を隔てた対岸の徳島県を選ぶことは自明の理である。その上小規模ながら水軍といえるものを持つていたのであるから尚更である。

ここで水軍について考えてみよう。

湯浅党関係の莊園から出る大きな産物は木材である。伐採された木材は奥地で筏に組んで有田川の川口迄運ぶ、そこから土として京都方面に運搬する。海上輸送には相当大きな船が必要であり、そのための乗組員、航海技術も当然必要になってくる。

平時には材木運搬、戦時には水軍と、充分転用することが出来る。これが湯浅党の水軍であつたらう。

これらのことが、一昔前から湯浅党の営みであつたことは、湯浅宗光の屋敷が京都押小路堀川にあり、そこには木材の大市場である

材木座があつたことからもうなずけることである。

資料によると、阿波国南方に上陸して、ここに定住したり、更に奥地に進み、そこで備農している。又、中には守護細川氏に仕えたり等して、現在に至っているようである。

この逃避行は数度にわたつて行なわれたようであり、徳島県に伝わっている口伝も、年代、人物名、事由、等多種にわたつていことは、前掲の表を参照して頂きたい。

これらのことから、徳島県に湯浅氏が一番多く居住しているということ裏付けることになる。

### ⑥ 和歌山県湯浅町の湯浅氏

(略歴)

湯浅宗重—宗光—宗業—宗家—宗寿—光益

宗水—光清—定重—明貫—為充—重義

紀宗—光寿—宗清

宗教—教矩—祐信—教円—智存—祐円

宗政

道俱

教昌

貞往

旭門—礼讓—嚴淨—(以下略)

寛文三年(一六六三)、南北合一の年より二七〇年余、河内国より浪人となつて漂泊し来

たりた湯浅氏の末裔、宗清が、ここ湯浅はかつて先祖の湯浅氏の住居した土地であることから、ここに定住し、宝林寺を建立し引き続いて今日迄その後胤が健在である。

宝林寺に伝わる略系によると、長男宗教は宝林寺を継ぎ、次男宗政は那珂河津(茨城県)に移住、三男道俱は湯浅で小間物屋を開き、四男教昌は阿波国南方(徳島県)、五男貞往は丹波国船井郡木住村(京都府)前述の③、にそれぞれ移住している。

貞往が移住した時、木住村の湯浅五郎兵衛家では、七代宗清の代であつたであろう。

この時、この湯浅家一統が野に下つたわけである。

今日各地で湯浅氏は活躍して居られるのであるが、その確かなルーツを求めること、お互いの関係を求めることはなかなか難かしいことである。

私共の得た今回の結果も、その流れの一部の発掘にすぎない。

又、今回は湯浅氏のみを対照にして調査したのであつて、苗字が湯浅氏から他姓に変わった人達には全くふれることが出来なかつたことをお断りしておきたい。

今回の調査にあつたつて、貴重な資料を提供して頂いた方々に対して深甚な御礼を申し上げます。

## 伊都地方の婚姻

—嫁いじめの慣習について  
の考察—

桜井降治

はじめに

人生のうち最も華かな節にあたる結婚式に纏わる色々な慣習がある。たとえば、嫁入りに出立つさい、茶碗を割る・藁を焚く・掃き出すといった呪いの慣習が続けられている。不縁となり実家へ戻らないための呪いである。この呪いの慣習は、死の野辺の送りの出立ちと共通している。元に戻ってはならないための呪いである。

けれども、結婚の儀礼は法律の変更によって伝統的な儀礼が否定され、両性の合意の届け出のみで成立するようになったため、前述したような呪いの慣習が姿を消すの間もなくとも思われる。

「嫁いじめ」という慣習も、当地方では昭和二十年代に完全になくなっている。「嫁いじめ」と言うとき「嫁と姑との確執」と思われるが、そうではなくて、華やかな花嫁行列を多人数で妨害したり、或は若衆が結婚披露宴へ押し掛け、酒食を強要し結婚式を虐める行為



をさして「嫁いじめ」と呼んでいる。

「嫁いじめ」の慣習は江戸時代の初期頃から行なわれたようで、当地方だけではなく全国各地で見られる慣習であった。奇習であるとか陋習であるとか、また野蠻卑劣な行為であるとして度々禁止令が出たり、罰則まで制定され、為政者は中止させるため躍起となっていた。長い間続けられて来た慣習であった。「嫁いじめ」の行為の主体者は若衆組である。若衆が結婚に対して発言権が封じられ、傍観者の位置に立されたとき、若衆が結婚の儀式を妨害することによって、村の若衆の存在を認めさせる一つの手段であったと考えられ、

「嫁いじめ」は、若衆の結婚を承認した意思の表示であると言われている。このような理ののために長く続けられたものであろう。

### 一、若衆組

言葉は適切でないが「村の娘と後家は若衆のもの」という喩えがあるように、かつては婚姻に強い発言力を持っていたといわれる。

また、村の娘はわが若衆のものという意識が強く、他村より忍び込んで来る「ヨバイ」の若者を叩き出し防衛もした。(史料1)

若衆組は友人としての任意的な集りではなく、村で生まれて一定年令に達すると、義務として組み込まれたもので、青年の期間、村への奉仕活動や、村の仕来り等教育を受けなければならなかった。

伊都地方では、紀の川流域の村々の若衆組は祭礼にその名をとどめているだけであるが、山間地域では、最近まで伝統ある若衆組の運営がなされている。

この山間地帯の若衆組は、年令区分の厳格な年令集団で階梯型若衆組といえる。組への加入する年令は十五・十七才頃で、村落の規模の大小によって異なっている。若衆組は村の運営の中核的存在であるから、組員の一定数を確保するため、上限を何才迄とか結婚する迄とは決めていない。

若衆組の頭を「ハコヤ」と呼ぶ地域が多い。組の重要書類入れの箱を最年長が保管しているから、この名がつけられていると言う。

組への加入の際、一定の儀式が年中行事として行なわれている。とくに当地方の若衆組は、宮座(堂座)の祭祀集団としての色合いが濃く、宮座への入座式が即若衆組への加入式となっている。

若衆組員となると、組員としての自覚を促すために試練の儀式が伴う。たとえば、花園村新子・北寺の「シユウシ」といわれる儀式がこれに当たる。村の堂に年寄・中老が全員出席し、右座・左座にそれぞれ分かれて年令順に着席するなかで、若衆組の加入者と盃を交す儀式である。極めて厳粛に式が進行し、その間年寄・中老から加入者への注文や注意が述べられる。この儀式は村の先輩に若衆の人格識見を披露する試練である。

また、若衆は年令順に芸能を担当する義務を負う。花園村梁瀬・北寺の「御田舞」は、若衆の年令順に強制的に配役が割り当てられる。(但し長男のみ)御田舞は村内だけでなく多くの人が觀賞しているなか、約四時間演技が続く。若衆は芸を披露し、若衆としての気概を示す必要がある。配役を無難に務めることを要求されるのも、一種の試練といえる。

前述した「シユウシ」「御田舞」の催される七日前から、堂とか社務所で若衆が合宿生活に入る。家族と隔離されたところで惣忘生活をし、身を清めてこそ式に臨む資格が得られる。この間妻帯者であっても同衾することは許されない。

当地方では若者宿の伝承はないが、右のような合宿も若者宿と解することが出来るよう。合宿期間中、新子では大般若経の読経、北寺・梁瀬では御田舞の練習が主目的で、その外各種の教育がなされていたようであるが、若者の合宿だけに性教育も重要な内容であったといわれる。

他村より娶妻子で縁付いて来た者は、村の仕来り等熟知させる必要から、年令に関係なく若衆組の最年少者扱いとして加入し、一定の期間若衆組の義務をはたさなければならぬ。

また、婿入婚の結婚披露は、嫁入婚の披露の仕方より盛大で、「式郎さけ」とか神酒二升、料物として銀二十匁を村へ納めた。娶妻子は将来家督を相続し、家長権を担う者であるから、特別に村人に披露する必要があった。(史料5)

## 二、家族の構成

江戸時代の家族構成を調査できる資料として「切利支丹御改帳」がある。ここでは丹生川村(九度山町丹生川)と、田原村(高野口町田原)の二か村の家族構成の例をあげる。(史料2)

丹生川村は紀の川の支流丹生川にそって家が点在する山村で、江戸時代は紀の川の南で数少ない紀伊藩領の村で、隣接する村は悉く高野寺領である。秀吉の高野攻めまで長い期間高野山の荘園に属していた。

この村の切利支丹取調帳は、江戸時代の初期の慶安二年(一六四九)の調査で、幕府に宗門改役を置いてから、わずか九年後の取調帳にあたる。

人口調査は八才からで、家族の構成は現在の農村の状況とは殆ど変らない。ところが、総人口三〇六人中、実に七十六人が下人で、戸数も二十一軒の多くを数える。下人の身分の者でこれ程多いと言うことは、高野山領の中世の農奴的な社会が江戸時代初期まで、そのまま引きつがれてきたことを物語っている。

取調帳に記載されている一軒一軒を仔細に考察して行くと、当時の家庭生活が読みとれよう。病弱とか身体障害者であるがために、乞食となつて村を離れる等、現在からは想像も出来ないことが当り前のように行なわれている。

丹生川村で一か年に何人程出生していたのか正確な数は不明であるが、取調帳に記載されている八才・九才の人数を調べると、七、八人前後であつたと推測できる。

婚姻は村内婚が殆どであり、六か年間にわずか六人が隣接する村と通婚している。娘の結婚年令は取調帳に記載されているのを見るに、最年少で十四・五才である。しかし、戸籍制度の完備していない当時のこと、どれだけ正確であるのか推測するしかない。

田原村は和泉山脈の山麓に位置する山村で、長い間丹生川村と同じように高野山の荘園として、秀吉の高野攻めまで続いた。

慶長検地帳によると、  
「家数合計 二十八軒

内 四軒 後家・やもめ 二軒 大工

十八軒 役人

とあり、その後次第に軒数が増加し、四・五十軒前後の当地方では標準的な村である。

検地帳で見る限り下人の記載はない。中世の末まで丹生川村と同様高野山の荘園でありながら、田原村には下人身分の階層が存在しない意味は何だろうか。高野山麓に位置する立地条件が、丹生川村の社会の後進性を持続させたものと考えられる。

田原村の家族構成は、文化七（一八一〇）年に調査したもので、家族数は前述の丹生川村と全く異なることがない。ところが、家族の呼称が丁家となり、波母・やもめばば・女房等の文字が消えている。これは時代の進展によるものであろう。といっても女性の地位が向上したという意味ではない。

以上二か村の家族構成は、宗門改帳に依るものであるが、田原村の場合、「子改村惣人数調」となっているように、「宗門改」と言うよりも、人口動態調査であることが明らかである。為政者が人口の実態を把握し、産業振興の方策を講じていたものと考えられる。

### 三、嫁入婚と通婚圏

夫の家で夫婦関係が持たれる結婚で、嫁は身がらも、その財物の一切をあげて結婚と同

時に翌方に入り、翌方の家族になりきること  
を要望される結婚である。

嫁入婚は中世になってあらわれる結婚で、平安時代頃はこのような結婚はなかつた。延喜式に「近頃嫁入」とあるように、武家社会の奇怪なる事なり」とあるように、武家社会の成立によって形成された結婚様式である。

また、日頃挨拶を交す範囲内である村内の知った者同志の結婚ではなく、未知の人との間に成立する遠方婚の増加が、嫁入婚を一段と普及を促す結果となっていた。

元禄四（一六九二）年の「御法度写」（史料7）に「翌男の九合もその日の中に仕るべく。速來の者は追って出合申すべく候」とあるように、江戸時代前期頃から遠方婚も一般化してきたようである。

遠方婚が普及してきた社会背景として、武家社会が成立するに従って家長権が強くなり、身分とか家柄を極めて重視するようになったからである。村内に対応する家柄の相手が見つからない場合、当然ながら遠近を問わず村外に嫁・嫁を求めるとは自然のなりゆきといえよう。

たとえば、神社の特権的な祭祀集団である宮座について、宮座株を有する家と、宮座の権利の無い「ひら」（平）の家柄との間で嫁養子の縁組の場合は（史料6）

嫁方・嫁方 ⇄ 両方とも宮座株

嫁は宮座員となる。

嫁方は平、嫁方が宮座株の家柄の場合

嫁は宮座員としての資格制限される。  
右のような結果となる。

宮座株を所有している家柄から嫁養子として嫁ぐとき「守手形」を模倣した私製「座送証」を宮座で発行し、宮座株の家柄であることを証明した。昭和二十年代まで続けられていた地域があった。

遠方婚といっても交通機関の発達していない江戸時代には、当然のことながら距離に制約がある。実家と嫁先の間を一日で往復出来る範囲が通例である。

丹生川村の通婚圏は、藩領・寺領に関係なく隣接する村と通婚している。立地条件の異なる丹生川村と田原村の通婚圏を単純に比較できないが、田原村の通婚圏は広範囲に及んでいる。（史料3・4）

遠方婚が普及したといっても、江戸時代には村内婚の方が多かったと考えられるが、これを裏付ける資料が得られなかった。

### 四、嫁いじめ

「村の娘と後家は若衆のもの」と言うだけあって、江戸時代頃は恋愛は自由であったようである。「若き者共小娘并二召抱え下女持と不儀候内縁又ハ知音杯と申立」（史料7）と嘆いている。

若衆は夜の「ヨバイ」を楽しみ、青春を謳歌していた。

「月の影かよ森木の影か

しのび夜妻の立つ影か」（史料9）

と、「そそり歌」を口ずさみながら、娘の家に忍び込んでいったと伝えられる。伝承されている民謡(労作歌)の内容から、その頃の恋愛関係を汲みとることができよう。

ヨバイは当地方では昭和二十年代まで続けられており、若衆のみではなく稀に娘からもあったという報告がある。ヨバイについては、その内容を十分に検討すべきで、肉体関係まで結びつくものをヨバイとみるのであれば、当地方のヨバイはその範疇に入らない。ヨバイは不道徳であるといわれるが、実態は必ずしもそうではない。結婚適令期のいる娘の家は、若衆が忍び込みやすいようにわざと入口の近くの室で寝かせていた家もあったという。若衆は青春を楽しむ娯楽の一つの手段として、娘の親を怒らせるような行為をわざとしたり、悪態と極めつけられていたのが実態のようだ。

ヨバイに他村の若衆が忍び込むと、袋叩きにされることが屢であった。相手に危害を加えてはならないので、酒一升を料として許したともいわれる。村の若衆は村の娘を護り、我等若衆の娘であるとして誇りを持って対処してきた。それだけに若衆は、結婚相手に強い関心を示していた。

結婚する当人同志の思想恋愛の仲でない結婚は、当然仲介者の世話にならなければならぬ。華かな結婚であるだけに手順を誤まらず成立させることが要望される。そのために、手順に一定の形式が生まれ、儀式として体系

化されてきた。室町時代から江戸時代初期頃に完成したといわれる。武家階級から次第に富有者に広がり、庶民にまで及んだのは江戸時代末から明治時代の初期ころである。

嫁入婚の手順・儀式の概要は、

- 親によって相手を選定
- 仲人を介する
- 婿子入れ、結納入れ
- 嫁が盛装し華かな行列をして男方へ引き移る。

地域・家によって多少の差はあっても、右のような手順である。

このような嫁入婚は、嫁の忍従・自己の否定によってこそ成立するもので、男方の家族員と成りきることが要求される。

そのあらわれの一つの例として、嫁入り道具の必需品をあげることができ、唐櫃を持参する。唐櫃とは棺のことである。嫁が死亡すると、この唐櫃に納棺され埋葬される。(史料7)唐櫃を持参することは、嫁が男方の家族と成りきることが誓った証憑品である。

また、文政六(一八一三)年に百姓一揆が、紀の川流域地帯で勃発した。主謀者として高野口町名倉で四名の百姓が処刑された。そのうちの一人利兵衛三十四才がいる。妻は二十才前後であったのであろう。夫の後を追って自殺した。殉死したのである。

このように本人の意志に関係なく、親によって婚姻が進められた。もし親の意志を無視して結婚すると「ドレコン」とか「ドレイアイ

ミヨト」といわれ、軽蔑を受けて、肩身の狭い思いをしなければならなかった。

婚姻は新たな家内労働力を確保するという一面がある。農村の人口が減少することは、ひいては年貢の上納にも支障を来す結果となる。江戸時代の高野寺領は概して山村が多い。そこで、労働力を確保するため、他国他領への嫁入・娯養子を禁止する措置を講じている。(史料7)

また、特殊な婚姻の制約を定めた地域がある。高野山麓の古沢村を中心とする十か村は、高野紙の生産地で、本業として紙漉業を営み生計をたてている。十か村は協定を結び、紙漉業の特権の維持に努力している。その紙漉の秘密の技術が外部へ漏洩することを防ぐため、紙漉郷以外の村へ婚姻する場合は、嫁先で紙漉の技術を教えない旨の誓約書を提出させた。(史料7)

前述のように江戸時代頃の嫁入婚は、親からの制約、身分家柄による制約、社会的な制約が複雑に絡み合うなかでの成立である。このような制約のもとでの婚姻は、若衆が婚姻への発言が封じられるのは当然のなりゆきである。若衆が発言を封じられた反発として生じたのが「嫁いじめ」の慣習であるといわれる。

「嫁いじめ」は江戸時代の初期頃からあらわれたといわれ、当地方では享保八(一七二二)年の記録が最も古いと思われる。(史料8)嫁いじめの手段は、華かな花嫁行列への虚

めや妨害、披露宴の席へ押し寄せする方法がある。前者の場合、若衆のみでなく娘・少年まで参加しているが、後者の場合は若衆のみで行なわれる。

#### 「番打ち・石打ち・ホテ打ち」

花嫁行列への妨害・虐の行為を前記のように呼ぶ、嫁が婚家に近づく、藁をたばねて棒状にしたもので嫁の尻を叩くとか、あるいは投げつける。また草履で花嫁をめぐって石・土を投げつけ嫁を嫁先へ追い込む。その後参加した者全員を招き入れ、酒食の持てなしを行なう。

#### 「樽入れ」

披露宴の席へ若衆が大挙して押し寄せ、酒食を強要する。若衆は酒の酔いにまかせて婚家のみでなく、口頃心よく思っていない家へも押し寄せ狼藉し、罰金をも科せられている。(史料7) 結婚式の翌日に行なう地域もある。

嫁いじめは当地方のみに限られた慣習ではなく、妨害・虐の方法に多少の差はあっても各地でみられる慣習である。(史料8) 「番打ち」等の慣習は、嫁が婚家に近づくと同様に、餅をつく慣習(杵と臼は男女の性器をあらわし、餅は妊娠する意味)(史料8)と同じように、嫁を一刻も早く婚家へ送り込み尻を叩くのは妊娠を促す呪いであると言ひ伝えられている。

しかし、この言い伝えは別として、若衆が

婚姻の圏外におかれ、直接婚姻に関与できなくなり、婚姻を承認する代価として酒食を強要する行為として伝承されて来た慣習であるといわれる。

その行為が度を越し種々な弊害が生じたために、享保八(一七三三)年にすでに禁止令ついで宝暦十三(一七六三)年は罰則まで定め禁止するよう命じている。(史料7) それにもかかわらず、当地方では昭和二十年代まで続けられてきている。

度々の禁止令にもかかわらず、長く続けられて来た理由として、若衆の嫁いじめを容認する風潮のあったことを見逃すことが出来ない。たとえば、天保十三(一八三三)年の田原村の村定に、樽入れに替る方法として、「箱親二人・行司二人、都合四人、願子老対祝儀持参可申書」とあり(史料7) 若衆組の役員四名を結婚披露宴に招待することを申し合せている。これは若衆が婚姻に対して、過去に発言力が強かったことを示す名残りであるとみることができよう。

宝暦十三(一七六三)年町田村(橋本市南馬場)での樽入れで、婚家だけでなく村内の家まで酔にまかせて押し寄せ狼藉した。(史料7)

領主高野山は、樽入れに参加した若衆の取調べを命じた。その文面に「樽人とやらいたし、掃りかけ村内、而致騒動戸探打破り候由相聞候、右之内二生地久太夫相加りあはれ候由御聞及被遊不届至極二被思召候」とある。

生地氏は紀伊統風土記に「旧家 地土 地幾助」とあり、素封家であり村方文書にも度々見られる家柄である。この生地氏の仲が参加したことを問題視している。このことは、樽入れに参加するのは若衆全員でなく、下層農民の若衆のみが行なつて来ていたことを裏付けている。

嫁いじめの慣習がどこの地方で始まったということは特定することは出来ないが、おそらく当地へ伝わって来た頃は、樽入れで狼藉する者もなく、披露宴へ押しかけ若衆が婚姻を承認する儀礼であったと考えられる。それが次第に野蠻行為に走るようになると、村の支配階級の若者は家柄を重んじ参加しなくなつていったのであろう。

村内の家柄の格差が、華かな上層階級の結婚式に対する妬みが、嫁いじめの慣習として長く続けられてきた理由の一つであろう。

#### むすび

「嫁いじめ」を調査するため、村方文書を渉猟し、番打ち・樽入れの具体的な方法を古老から聞き出した。結婚にまつわるヨバイ・嫁いじめの報告は、好奇にみられがちである。しかし、庶民の社会生活に根深く伝承されて来た嫁いじめを、より正確なものとするために、煩らわしいことを承知の上で多くの史料を例挙した。採集した地域、読者の氏名年令も記したのはこのためである。

数十年も前に消滅した嫁いじめの慣習を、

現在正確に調査することは不可能である。多くの事項が漏れていると思われる。嫁入り道具の必要品の唐櫃は、明治時代頃からなくなつたと思つてしたが、現在でも紀南地方で棺を持参する地域があると教えられた。これも調査漏れの一例である。

#### 史料編目次

- 1 若衆組
- 2 家族構成(田原、丹生川村)
- 3 通婚圏(田原村)
- 4 通婚圏地図(田原村)
- 5 習養子
- 6 堂座
- 7 杓打ち・樽入れ
- 8 各地の嫁いじめ
- 9 民謡(労作歌)

#### 史料1 若衆組

●伊都郡花園村新子  
この村の社会組織(男性)は、家柄・職業・長男・次男等には全く関係なく、自然の年令・誕生月日順に従つて構成し、序列が保たれ、村の業務を分組し村座を運営している。

九才(数え年)になると、寺へ檢の五合杓を寄付し、十才から少年団とも言うべきユナゴ(梅若丸)に加入する。ユナゴは特別な任務を負つていないが、上部組織の若衆の配下となり、祭礼等のさい寺社の掃除を行う。

とにかく民間に根づいた嫁入婚の慣習は、法令の施行によつて直ちに改廃されるものではない。嫁いじめが長く続けられた理由である。けれども、結婚式及び披露宴の場が、自宅から離れた場に移つた現在、嫁いじめを再現することは絶対に出来ない。

#### ●若衆組

十六才になると寺へ半袋の蓮、枚を寄付し、十七才から若衆組へ加入する。上限は何才までとか結婚するまでとか関係なく、村落運営の中核であるので十五人で組織する。第二次大戦中のように、男性がほとんど出征し若者が少なくなつても、四丁、五十代のもので若衆に入り、十五人を確保してきた。若衆の最年長者を「十五人長」と呼び、若衆を指揮純率し、補佐役として最年少者より十八日、五人目「十人長」、「五人長」と名づけられ、補佐する。若衆仲間に入ることは、村人として一人前の人格と認められることであり、結婚しうる条件であり、労働力として一人前としての賃金をもらうことができる。他村より習養子に来た者は、三か月を過ぎると、年齢に関係なく若衆の最年少者として加入しなればならない。これは村の仕来りを一通り熟知する必要があるからである。

正月十一日より七日間、若衆は堂で寝泊りし、大般若心経の転読の修業に励む。昼は働き夜間だけであるので、各家は若衆に夜食の差入れを行う。

若衆の合宿修業が終ると、翌十八日は、ユナゴ・若衆に初めて加入する者の村人への披露の儀式「シユウシ」(出仕)が本堂において厳粛に営まれる。

この儀式の順序等は省略するが、特筆すべき儀式

人生のうちで最も華やかな結婚式に、嫁いじめの慣習があつたということとは、当時の人々の結婚についての考え方の一つの表現であつたといえよう。

がある。「親子盛」と呼ばれるもので、前年に若衆に加入した者と、今年新たに加入する者との間に交わされる盃である。盃を交わした者は血縁と関係なく、親子の縁を結んだことになり、むこう二か年間は、盆・正月と二年二回必ず親子の礼を交わす義務が生じる。

若衆の任務は、葬式に従事する任務がある。最年少者より上位三名は六廻、次の二名は高野山への「背登り」、即ち納骨に従事する。

#### ●中老

若衆の任務を経て中老となる。中老の最年長者が神王となり、次の年齢の者二名が見習い神王で、都合二か年間神王として氏神に奉仕する。神王の業務を経て「年寄」となつて行く。以上のように、ユナゴ・若衆・中老・年寄と年齢順に一糸乱れぬ組織となつている。

(採集 昭和十七年)

#### ●伊都郡高野村杖ヶ敷

若衆のことを「ワカモノ」と呼び、十六才よりワカモノの最年長者で棟梁である「ハコヤ」までの者で構成される。ハコヤに就任する年齢は、普通十、四、五才である。

ワカモノの加入は、正月五日「宮座結衆入當姓名記」に記入され、村の最年長者の組織である「六人





眞言宗  
 下人  
 男子 賀平次 年廿一  
 女子 きく 年十六  
 男子 虎之介 年十二  
 男子 虎松 年十  
 喜十郎 年四十二  
 女房 年廿三  
 女子 きく 年十

眞言宗  
 下人  
 二郎三郎 年廿八  
 女房 年廿七  
 母 年五十四  
 女子 きく 年廿一  
 男子 ふく 年十一  
 年七十七  
 年七十四  
 年四十八  
 年三十五  
 年十五

眞言宗  
 下人  
 孫五郎 年六十八  
 大郎三郎 年四十五  
 女房 年卅九  
 女子 さく 年十  
 与次左江門 年四十八  
 年三十九  
 年二十九  
 年十六  
 年十四

眞言宗  
 下人  
 孫石門 年八十七  
 男子 年八十三  
 女子 年七十九  
 女房 年卅九  
 女子 さく 年十  
 与次左江門 年四十八  
 年三十九  
 年二十九  
 年十六  
 年十四

眞言宗  
 下人  
 孫石門 年八十七  
 男子 年八十三  
 女子 年七十九  
 女房 年卅九  
 女子 さく 年十  
 与次左江門 年四十八  
 年三十九  
 年二十九  
 年十六  
 年十四

眞言宗  
 女房 くれ 年六十八  
 四郎兵衛 年四十  
 女房 年卅四  
 女子 年廿六  
 女子 年十七  
 女子 きく 年八ツ  
 母 年六十二  
 喜兵衛 年四十三  
 女房 年二十八  
 年十三  
 年十一  
 年五十四

眞言宗  
 下人  
 女子 下代松 年十八  
 女子 年十一  
 女子 年五十四  
 女子 年廿一  
 女子 年十八  
 女子 年十  
 四郎衛門 年七十  
 女房 年六十八  
 年四十九  
 年二十四  
 年十九  
 年十四

眞言宗  
 下人  
 吉左衛門・龜石 年四十九  
 女房 年七十  
 四郎衛門 年六十八  
 女房 年四十九  
 年二十四  
 年十九  
 年十四  
 年九ツ  
 年五十五

眞言宗  
 下人  
 源五郎 年五十五  
 是ハ高野南谷あいたい院中間仕  
 たし故六年いせん申御改帳書上不  
 申候得共五年いせん菴月より難雑  
 いたし故只今此仕候

眞言宗  
 下人  
 女子 年十三  
 男子 年二十六  
 年二十七  
 年十四  
 年十四  
 年十四  
 年十三  
 年八ツ  
 年七十七

眞言宗  
 同 年四十七  
 賀兵衛 年四十三  
 年五十一  
 男子 年五十六  
 男子 長二郎 年廿六  
 女房 年廿三  
 女子 クリ 年十七  
 年十七

眞言宗  
 女房 年四十七  
 女房 年四十四  
 女房 年四十二  
 男子 年十四  
 女子 年十一  
 男子 年十八  
 男子 年十一  
 女房 年四十九  
 女房 年卅九  
 年十二  
 年十

眞言宗  
 女房 年四十九  
 男子 年十二  
 女子 年十  
 母 年六十  
 妹 年廿八  
 是ハ先年いせん三月身体なり不申  
 故乞食出申候同和辻堂村源左門  
 かかへおき上申候故六年いせん申  
 御改帳書上不申候得共今八引

眞言宗  
 下人  
 女子 年廿九  
 男子 年八ツ  
 女房 年卅七  
 女子 コク 年十二  
 久次郎 年六十九  
 年六十六

眞言宗  
 下人  
 女子 年廿九  
 男子 年八ツ  
 女房 年卅七  
 女子 コク 年十二  
 久次郎 年六十九  
 年六十六

一、眞言宗  
男子 孫四郎  
女房 勝右衛門

年卅一  
年廿六  
年五十一  
年四十七

一、眞言宗  
女子 梅  
女子 よし

年十六  
年十九  
年十

一、眞言宗  
女子 〇〇  
女子 〇〇  
女子 〇〇

年十五  
年九  
年十七

一、眞言宗  
男子 五郎作  
父 久左門

年九  
年二十  
年七十五

一、眞言宗  
女子 久  
女子 〇〇

年十九  
年四十四

一、眞言宗  
男子 松子代  
母

年十三  
年九  
年七十七

一、眞言宗  
男子 〇〇

年十一  
年六十六  
年二十九

一、眞言宗  
女子 甚作

年十三  
年十三  
年卅二

一、眞言宗  
女子 松

年十四  
年卅三  
年卅七

一、眞言宗  
女子 つめ

年十二  
年六十四  
年卅七

一、眞言宗  
女子 〇〇

年廿七  
年四十五  
年十九

一、眞言宗  
男子 二太郎

年十三  
年十  
年八

一、眞言宗  
女子 下代

年五十一  
年廿一

一、眞言宗  
男子 やもめば

年六十三  
年十五

一、眞言宗  
女子 松

年廿七  
年廿七  
年一

一、眞言宗  
女子 松

年四十五  
年四十一  
年十七

一、眞言宗  
男子 二介

年十四  
年四十七  
年一

一、眞言宗  
女子 松

年四十五  
年四十一  
年十七

一、眞言宗  
女子 松

年一

一、眞言宗  
男子 松

年一

一、眞言宗  
女子 松

年一

一、眞言宗  
女子 松

年一

一、眞言宗  
男子 松

年一

一、眞言宗  
女子 松

年一

眞言宗  
下人  
女房 公作 年卅六 妹長松年二拾式 年廿二

一、眞言宗  
隠居  
孫左エ門

一、眞言宗  
久右エ門

是ハ横座村孫八郎女子五年以前薨  
月縁付来申候

女房 年四十二  
男子 十歳 年一  
母 年六十七  
波母 年三十九  
男子 久二郎 年十七  
長二郎 年四十二

眞言宗  
下人

是ハ慶村ノ者ニテ御座候ハ四年  
以前成九月米村申候

女房 是市平村左エ門妹四年いせん戊戌  
月米申候 年五十六

男子 長四郎 年廿四  
女房 是ハ同村善左エ門女子四年いせん  
四月縁付米申候 年廿五

一、眞言宗

藤市 年卅一  
女房 年廿二  
妹 □松 年廿七  
久左エ門 年七十

一、眞言宗

男子 新一郎 年卅一  
女房 年廿八  
是ハ五年いせん西曆月椿平村孫左  
門女子縁付米候 年五十八

一、眞言宗

源左エ門 年五十六  
女房 年廿八  
是ハ三年いせん□椿平村藤左門子  
むこ入米申候 年十六

一、眞言宗

男子 タメ 年十一  
源兵衛 年五十五  
女房 年四十六  
庄作 年廿五

是ハ當村惣一ノ子十一一年いせん甲  
三月清水村与四郎所子分やり申故  
六年いせん申御帳書上申候得共  
其□□居不申候故四年いせん戊戌十  
一月總擲り申候

一、眞言宗

女房 年十九  
母 年六十九  
助兵衛 年五十三  
女房 年四十九

男子 梅 年九ツ  
女子 なつ 年十九

一、眞言宗

男子 市助 年三十六  
女房 年二下

人敷合 二百六人 八才以上  
内 百三拾五人 男 百七拾老人 女

長次郎子 年十七 是ハ西郷村二石門養子三年いせ  
三藏 年十七 是ハ西郷村二石門養子三年いせ  
九や

忠左エ門弟 年十五 是ハ□□□□子分二当三月や  
り

新介女子 年廿一 是ハ三年いせんノ九月西郷村源  
くり 年廿一 是ハ去年九月市平村二郎二郎所  
藏所縁付

タニ 年廿 是ハ去年九月市平村二郎二郎所  
縁付

又右門女子 年四十四 是ハ去年二月不縁付西郷所縁  
しど 年四十四 是ハ去年二月不縁付西郷所縁  
付

孫市妹 年廿四 是ハ六年いせん申十二月椿平村庄  
五郎所縁付

合 六人 内 男二人 女四人

(一七七名 十五名略)

七郎右門 年六十一 是ハ五年いせん卯月十四日□  
道海 年六十一 是ハ五年いせん卯月十四日□  
□不申故乞食ニなり申候

女房 年五十一 同断  
孫三 年五十八 是ハ寛永十年十八年いせん十  
二月迄二年之間□申二付年之□申候故  
其時夫婦別仕女房河根村いに申候其時ヨリ  
乞食ニ出申候

年五十二 是ハ八年いせん霜月は迄四年  
之間兩度預申候故乞食出申候

惣人数合 二百卅一人 内 男 百四拾四人  
女 百八拾七人

(以下略)

慶安二年六月一日  
丹生川村庄屋 二一名 (人名略)

角田仁左門様  
木村七太夫様

(丹生川区文書)  
〔□□□〕解説不能)

伊都郡高野口町田原  
子改村惣人数調人上ヶ橋  
文化七(一八一)年七月

一、家内五人 其左エ門  
本人 母 妻 悻 二女

一、家内三人 伝藏  
本人 悻 二女

一、家内五人 八二郎(六人?)  
本人 妻 悻 二男 三女 四男

一、七人 孫四郎  
本人 妻 悻 二女 三男 四男 五男

- 一、。七人 市左工門
- 本人 妻 伴 二男 二女 四女 五女
- 一、。二人 兵藏
- 本人 妻
- 一、。五人 九左工門
- 本人 妻 伴 嫁 孫
- 一、。三人 栄次郎
- 本人 姉 弟
- 一、。三人 □兵衛
- 本人 母 祖母
- 一、。五人 藤助後家りつ
- 本人 祖母 伴 二男 二女
- 一、。四人 伝兵衛
- 本人 母 妻 伴
- 一、。四人 定右工門
- 本人 妻 伴 二女
- 一、。五人 惣左工門
- 本人 妻 伴 嫁 二女
- 一、。六人 茂兵衛
- 本人 母 祖母 妹 二女 二男
- 一、。四人 嘉七
- 本人 妻 母 妹
- 一、。式人 惣助
- 本人 母
- 一、。二人 忠三郎
- 本人 伴
- 一、。三人 孫兵衛
- 本人 母 弟
- 一、。五人 惣十郎
- 本人 妻 伴 嫁 妹
- 一、。二人 源藏後家 せん
- 本人 伴
- 一、。三人 伝次郎

- 本人 妻 伴
- 一、。三人 次兵衛後家竹
- 本人 伴 二女
- 一、。六人 丈助
- 本人 妻 伴 二女 三女 四女
- 一、。三人 長工門
- 本人 伴 妻
- 一、。三人 兵次郎
- 本人 母 弟
- 一、。四人 勘七
- 本人 妻 伴 二女
- 一、。五人 安五郎
- 本人 妻 母 伴 二男
- 一、。五人 安兵衛
- 本人 妻 伴 嫁 二女
- 一、。四人 源左工門
- 本人 妻 女子 二女
- 一、。四人 勇助
- 本人 妻 男子 二女
- 一、。二人 周藏
- 本人 妻 女子
- 一、。二人 清左工門
- 本人 妻
- 一、。四人 義兵衛
- 本人 妻 父 母
- 一、。五人 興八郎
- 本人 妻 男子 嫁 孫
- 一、。四人 庄兵衛
- 本人 男子 嫁 女 孫
- 一、。五人 源次郎(六人?)
- 本人 妻 母 女子 二女 伯母
- 一、。五人 定助
- 本人 男子 嫁 二女 二女

- 一、。五人 清七(七人?)
- 本人 男子 嫁 二男 三男 男孫 二男孫
- 一、。二人 霜松
- 本人 母
- 一、。五人 嘉兵衛
- 本人 母 妻 男子 二男
- 一、。四人 吉藏
- 本人 妻 女子 二女
- 一、。三人 甚五兵衛
- 本人 妻 伴
- 一、。四人 嘉四郎
- 本人 妻 男子
- 一、。五人 伝三助
- 本人 妻 男子 二男 二女
- 一、。二人 政八
- 本人 男子 二男
- 一、。四人 為左工門
- 本人 妻 男子 二男
- 一、。四人 恒五郎
- 本人 母 女子 二女
- 一、。五人 忠兵衛
- 本人 妻 女 二弟 二弟
- 一、。五人
- 本人 妻 男子 二男 三女
- 一、。二人 庄屋 宗左工門
- 本人 嫁 孫 男子
- 一、。七人 肝煎 孫 四郎
- 本人 妻 伴 二女 二男 四男 五男
- 惣人数
- 二百式人
- 午 七月

(田原区文書)  
(実数、○九人とする。)



安政七年	み	つ	学文路
文久二年 (一八五二)	い	の	壱雄谷
文久三年	留	吉	壱子
元治元年 (一八五九)	い	そ	出塔
	き	三	壱子
	い	五	
	と	才	
	の	二	
	房	才	
		矢	
		倉	
		寺	
		東	
		家	
		中	
		臨	
		下	
		市	

(高野口町田原区文書)

「寺手形をもとにして一覽表とする。村内橋について  
は調査する史料が無い」

#### 史料 4

田原村通婚圏

2名以上の通婚村を挙げる。

元禄16 (1703) 年～元治元 (1864) 年間に保存して  
いる寺手形による。(田原区文書)



#### 史料5 雙葉子

「初寄合議事録」 天保八(一八二七)年  
一、從往古當村へ他村より致葉子候者、村なれり  
之弘め、武昭さげと名付村中家別ニ取招請候而  
神酒難煮ニ振舞可申仕来之處、此度相改、神酒  
式斗及料物銀式拾目宛村方へ差出可申書、不限男  
女老人之子供致出産候ハ其年之十月廿日切ニ右之  
料物差出可申書、若又不仕合ニ而子供不致出産  
候共五ヶ年目十月廿日ニ是又同様可差出候  
(抜粋 高野口町田原区文書)

#### 史料6 「賢堂座議規約」

明治二十二年(一八九九)年

第四条 其筋株ニ相続人無シテ筋株無キ家ヨリ養  
子入人スル時三代之加入ヲ不許  
但シ養子入人者ヨリ、特別加入出願有之時ハ講  
中一統示談之上見計ノ事  
(抜粋 橋本市賢堂区文書)

座送り証

○伊都郡かつらぎ町大畑

蛇尾座

座送り一札之事

一、当村岩五郎次男由兵衛と申者、從先祖大富白砂  
座番政筋目ニ給無御座候者、其御村安次郎方江養  
子に出し候処、其後、御村村座御兼中へ御加入可  
御下候、其節(以下一行不明)判形人共急度申聞  
きて仕候、仍て為御日座送り一札、如件

天保十(一八四〇)年九月

昭和式年七月拾日生

松本家養子

松本 光明

右者四郡村大字東谷 神野金恒義參男光明事  
昭和二十二年四月三日当区松本家ノ養子入籍ス  
別紙送送証明通り入籍ス  
(東座衆人数改帳)

### 史料7 番打ち・樽入れ

御法度写 元禄四(一六九)年

一、響取・嫁取之節軽致し宜しき百姓にても漆長持・狭箱・衣桁等堅く無用に仕るべく候  
振舞一汁・一菜・肴一通の内相応に致し、大酒仕るまじく候

二ヶ日・五ヶ日と申す儀も無用に致し、響別の出合もその日の中に仕るべく、遠来の者は追つて出合申すべく候 祝儀の餅、響別の外は取遣無用のこと

一、頼に遣候もの重き百姓なりとも、木綿帯・袴迄と塩肴一匹の外は無用ニ可仕候

(抜粋 高野口町田原区文書)

享保八(一七三三)年卯三月

出塔組田原村「御法度書付印形改帳」

一、嫁取之節石打申す儀 子供にても打申聞敷候  
若相背者、被擄打擄に違共、石打申者之可為越度事

宝暦十四(一七六四)年正月

五人組帳前書

一、祝言の時子供に至る迄、福打・樽入等何事に不依 あはれまじき儀一切仕聞敷候 若心得違にて相背候は、博奕同様、過料金五百文可申付候

天保十三(一八三二)年

村定

一、祝言の節樽入れと名付若者一同祝に参る仕来に候 裏に失儀なる事甚にて候故、向後箱籠二人・行司二人都合四人、扇子宅封為祝儀持参可申候

右祝儀請候林よりは為祝儀酒三献に限、至極輕賄可申寄  
(以上 高野口町田原区文書抜粋)

享保七(一七三二)年寅九月

万留帳

一、婚礼之節子共又ハ若もの祝儀と申立石子打色々狼藉仕候儀不直儀ニ候故、先年組中被申堅停止ニ候所、此間ハ其法度相背及狼藉候段不屈之儀ニ候、別儀ハ費と申、是等も右ニ申候通不存寄して人々疵手も付候敷、或ハ喧嘩候ハ互ニ難儀難申尽候事

一、應申儀候、然ハ村々ニおるて他村の女ニ逢ひ候もの有之節其所之若もの理不尽ニ其通候ものッ打擄仕候有之候、ケ様之儀ハ場所ニおるて無く儀山方在迎えかたぐるしきもまじき仕方ニ候得、他領えおもわくはつかしき事ニ候 万一誤て殺害など仕儀有之候ハ、其所之騒動入費迄ニなく組中迄之迷惑難申尽候(下略)

宝暦拾二(一七六三)年

公用留日記

一、馬場町田(現馬場)之内ニ近頃嫁取有之候由、然処右両村之若もの共樽人とやらいし、樽りかけ村内ニ致騒動戸杯打破ハ候由相聞候、右之内ニ生地久太夫仲相加りあはれ候由御聞及被遊不届至極ニ被思召候、毎度其組之若者共為致騒動候段其儀ニ難指置候、右あはれ候人数吟味之上名前書付早速注通可被申候、為其申遣候者也

二月五日

興山寺役人 源光院

一、去来正月町用村為七方ニ婚礼有之候ニ付、同廿八日夜共同道ニ樽入祝儀ニ参上仕候、然所樽り

二月五日

一札

一、去来正月町用村為七方ニ婚礼有之候ニ付、同廿八日夜共同道ニ樽入祝儀ニ参上仕候、然所樽り

掛々及騒動候儀御聞及被為、遊重々不届至極、被為思召依是、源光院様御差紙を以御吟味被為御付御座、此間數日御召寄被成御吟味被成御尤奉存候、然八日夜共同道ニ樽入祝儀ニ参上仕候、然所樽り掛々及騒動候儀御聞及被為、遊重々不届至極、被為思召依是、源光院様御差紙を以御吟味被為御付御座、此間數日御召寄被成御吟味被成御尤奉存候、然所先年少年々御理文被成御吟味被成御座候、御座候、樽入仕候段重々不調法事誤候、依是此度急度御上々様ニ可被仰上、御了願を以爲過料銘々百文ツツ御申渡し被成奉慰候(略)

宝暦十二年

未二月九日

馬場村 惣右衛門  
竹兵衛  
町山村 嘉次郎  
安右衛門  
常八  
作之助  
五右衛門  
田宮村 兵吉

現馬場

宣野文書

御法度書之廻達

一、近來於村々若き者共小娘并ニ召抱之下女杯と致不儀候、内縁又ハ知音杯と申立、彼是差違令騒動家業を妨終ニ酒肴等買成者金銀を取候様之不将之事共有之由相聞言語道斷之事ニ候(下略)

一、於村々、樽入婚取之節若き者共番打杯と申不法之儀致之、猶右ニ混し私之宿意を差含之石打打候狼藉之儀も有之由不届之至ニ候以來狼藉ハ不及申寄打候様之儀急度不相成可申渡候、且又婚姻之節若者共樽入杯と申酒宴ニ長し候段時節不相応之儀以後急度差留候一同互入念可申渡候(下略)

文化六年己二月 村方若惣代

(かつらぎ町山崎 笠野文書)

寛

当領村々惣代八少、付農作等不行願、中、茂友潤毛原神野小川等格別人少放敷、田畑荒所多其上期家出年寅上納も差支、百姓共困窮不少甚以難事二候、是全領分少右及始末候間、向後者一同同心得他國他領に習費子或々嫁二遣し候儀堅無用二可致、尤年切奉公、遣し候儀も領分限二可致候事但々習費子或々他國他領に賣請候儀不苦候事(下略)

(文政三歳) 総分役者 中性院

八月五日

(かつらぎ町山崎 笠野文書)

古佐布莊

「前略」其紙は生紙にて虫いらす水に入りて破れ十墨附はあらされとも力は甚強し名つけて高野紙といふ

當莊より他村の村へ婚するに製紙の術を他へ弘めしとの起証文を書して後婚をなすといふ

「紀伊統風土記卷五一」

嫁人道具

「安政年間 普通婚禮の支度は、挨拶・唐櫃・三枚重・産湯たらい・おまる等なり。長持は後世に至りて用ひられしなり。唐櫃は長さ約五尺の大きいものにして、必ず二個持参する。(中略)即婚者死すれば婚儀の際持参せる唐櫃に死骸を取め、之を襦にて縛り差合にて野辺送をなす」

(伊都郡誌 見好村地方)

### 史料 8 各地の嫁いじめ

○粉河町

嫁人道中には昔よくホデ打ちをした。瀬東に水を

つけて嫁を叩いたりしたもので、車敷の上にもでこのホデを投げることもある。これをのがれるためには、ホデ投入とて酒一升ぐらいの金を着い來にやる。また、嫁入りの晩、酒ウチとて石を投げることもあり、若い衆が「オメテウゴザイマス」といって、戸に石をあてたりする。そのため昔は嫁が来たら戸を締めて、ムシロを吊つたりした。

(近畿民俗 二十七号)

○日高郡野口附近

婚禮に附随する習俗として石打・水掛振舞の如き風行は、もと、山間地方に往々ありしといふ。又包打とて青年輩多く集りて菊包を作り、新婦の衣裳美しく着飾りて將に嫁家に入らんとする途に種し之を投ずること近年まで(野口附近など)ありしが、今は殆ど止めり。

(日高郡誌下 二二五三頁)

○御坊市財部

嫁が実家を出て行くとき、帯で掃き出すようにする。ヨメマガイ(若い女のばあいも中年女のばあいもある)が付き添って行く。入家の時、菓包で嫁をたたく。また、嫁に米をまく。

○御坊市森岡

嫁の出立ちおよび入家については、表から出て、表から入るといふのが決まった方法である。時々嫁に向つて米を紙に包んだものを放るので、付き人が嫁を両側から障すようにして守った。入家の際、菓包で嫁の足をたたいた。そのため「婿に棧渡、嫁に苞うて」という言葉が残つていふ。

(御坊市史第一卷 一一三三頁)

○奈良県十津川村

数十年ほど前までは、嫁入り道中で若い衆が「イワイマス、イワイマス」といって嫁に水をかけた。これをイワイといつていふ。寺垣内でしたら水

をかけてもたらゲンがよい。味ツケがようなる」といふた。今西では新しい手下げ桶に水を入れ、松竹梅をかたねたもので水をはりかけたが、もともと嫁の衣裳にかたねたようにはいりかけたが、もちは乱暴になつてやたらにかけられるようになり、西中などでは田の水をかけたらしい。

(奈良県史 12 民俗 二〇二頁)

○伊都郡かつらぎ町天野付近

縁談の成立は「話カタメ」によつてきまる。即ち仲人二人が嫁の家を訪ねて「大事な娘を誰々の世話で貰ひに来た」と挨拶。嫁方の「よろしく頼む」と返事すると、仲人が持つて来た酒を渡す。受取れば成立する。

結婚式の当日は、架の方から、婿と仲人と親戚のこい者(人数は必ず奇数)がついて「嫁入り」をして嫁方へ姿をする。嫁人の行列はおよそ仲人・婿・嫁・下女・親戚の人の順で、これも奇数とされてい

る。天野・神出の一部では、嫁が架の家に入る時に、家の辻あたりで、女の人がよつて「祝二行タ」または、「尻タタキニユク」と行つて、菓でつくつたほ

で「祝イマシヨウ、祝イマシヨウ」と唱へて嫁の尻をたたく風習がある。若い者に纏われている家や、赤飯のときなどは、藁の中に土をつつんでおいて嫁の衣裳を汚したりする。

また、家の門の所に白を二つ探えて、嫁行列が見え始めると餅をつき始め、その白の間を嫁が通つて家に入る、つき終りにする家もあつた。また、嫁に入る時にタライをまたいで入る風習もある。

天野に於ては式の次の日に「クルイレ」(樽人)といふ行事が行われていふ。

それは若い者達が「ヘネゴ」(男性器)の形をしたものを、木か、また心を藁で作りその上に吉野紙



を貼ったものに水引きをかけ、昔は男性器だけだったらしいが、今ではこの他に洗濯石鹼に女性の性器の形を彫ったものと、更に「オオスルメ」といって大きなスルメに大きな眼を書いたものを二室にのせて、それに樽に酒一合ほど入れたものを持って、「ジョウトンバ」(船と菱)に仮装した者二人が代表して持って行き挨拶をする。嫁をもらった家では若い者全員に酒を呑ませる。酔ってくる、嫁をみせいと騒ぐ、すると、家裏のものが、嫁の代りの花嫁衣装を着て、挨拶することになっている。

(採集者 大西澤平氏 昭和十九年)

○伊都郡九度山町古沢地方  
大正時代の初期の頃、嫁入りの行列のさい、青少年達が嫁の後について行き、草履で花嫁めがけて泥をかけていった。嫁は衣装の汚れるのを防ぐため、急いで嫁家へ入りこんでいった。嫁方の家では青少年全員に酒を振る舞った。

(採集 昭和三十年)

## 史料9 民 謡

恋歌集

「そそり歌」(天野地方)

上土志賀

更谷 亀松氏(七十四)

森 きよ氏(八十一)

平 藤吉氏(八十一)

以上三氏より昭和二十一年採集

○さまじやないのか良く似た声で

うとて通るよ川しもへ

○月の影かよ森木の影か

しのび夜妻の立つ影か

○きりよの良い子がこの川上で

大根洗うか葉を流す

○よばいしそこねて空の嵐みたら

空の嵐さんよばいする

○上で殿もちの方ですまば

破れ陣子で歌こいし

○お前川上わしや川の下

書いて流しやんせおまわくを

○他所で妻もろち煙草の煙

次第く〜とすくなる

○他所で妻もろちや羽織のひもで

胸にしんでく結びさげ

○あさくとも 花は折りたし木は高し

折らさぬ木はなけれども

今はつぼみで恥かしの

吹いてあなたに折せまじよ

○(夜遊びに行く道中で歌ったと言ふ)

悪阻踊り(九度山町方面)

上古沢

寺垣内愛之助氏

昭和二十一年採集

イヨオ 京で一糸柳の娘はヨオ音に聞えし

イヨオ ていきようよヨオ〜

イヨオ 五つではくだを巻き候ヨオ六つでは

イヨオ 細布織候ヨオ八つでは

イヨオ 七つでは綾を織り候ヨオ八つでは

イヨオ 錦を織り候ヨオ〜

イヨオ 九つでは嫁いめされてヨオ十では

イヨオ 悪阻をしておめてヨオ〜

イヨオ 正月にれさ米はしきや

イヨオ 二月をすびほしきや

イヨオ つわり踊りはおんぞらよヨオ〜

イヨオ (以下補遺す)

イヨオ 二月には わさ桃ほしきや

イヨオ 四月づくしほしきや

イヨオ 五月には わさ葉ほしきや

イヨオ 六月初雪ほしきや

イヨオ 七月には かぶらほしきや

イヨオ 八月には青梅ほしきや

イヨオ 九月には 山桃ほしきや

イヨオ 十月竹子ほしきや

イヨオ これほど悪阻めされて

イヨオ 若もこの子が女の子なら

イヨオ 姫らが恥をかきあげよ

イヨオ 人もじやしのら根のようなる

イヨオ 若やこの子が男の子なら

イヨオ 殿この膝で踊らしよ

イヨオ つわり踊りはおんぞらよヨオ〜

イヨオ (古沢谷地方から天野地方に、昔「コウドリ」

イヨオ (小踊)という踊があった。三日間連続して踊り

イヨオ あかしたと伝えられる。歌詩は長男だけが受け継

イヨオ いだといわれる。この悪阻踊りも、その内の一部

イヨオ である)

労作歌(四郷地方)

神野

藤本 茂夫氏

昭和四十年採集

○おいで〜と待つ夜はこないで

○お伊勢詣りで此の子がきて

○あほんだらめが又来たうせ

○あんないやみな、どいやみな男

○いやじやきらいじや、あのやせ男

○破れ陣子の骨のよな

発行 平成三年三月三十一日

編集発行 和歌山県文化財研究会

社団法人

(事務局)

和歌山市小松原通一丁目一番地  
和歌山県教育庁文化財課内

印刷 邦上印刷



万葉人<sup>は</sup>

黒潮よせる紀の国にあこがれていたという。

海のない大和の国から歩いて四日。

歌人、山部赤人はこの輝く海原に接し  
狂喜した。

そして、感動をしずかにおさえつつ、  
海内差し潮どきの景観をこの歌に詠んだとい  
う。

万葉に数多くうたわれた和歌山——私たちの  
かけがえのないふるさとです。

紀陽銀行は、この“ふるさと”の中で、美しい  
和歌山の潤いある粟米を願い続けています。

そして、そのために今、なにをしなければな  
らないのかも真剣に考え続けています。

和歌の浦：海に身をまかせ  
あまの海は  
きらきらと  
光る  
あまの海は  
あまの海は  
あまの海は

わかのうらに  
しおみちくれば  
かたをなみ  
あしべをさして  
たずなきわたる

山部赤人

おつき合いを大切にする銀行

紀陽銀行